

国際金融規制改革の動向

河野 正道

はじめに

ただいま御紹介にあずかりました河野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、こうした機会を頂戴致しまして誠にありがとうございます。

実はこのお話をお引き受けしましたときは、カヌ・サミットも終わり、少し落ちついて中長期の話をじっくり考える状況になっているつもりで、この演題でお話をさせていただき、ぜひ皆様

方からも、この先の言わばブランドデザインを作っていくに当たってのお知恵も拝借したいというぐらいに思っておりました。しかし、ごらんとおり、欧州に端を發します債務問題、大きくグローバルな不均衡問題と考えた方が宜しいと思いますが、それが収束を致しませんで、今、日夜その関係の実態解明などに追われておりますので、今日も余りまとまったお話ができないかもしれませんが、そこはこの状況にかんがみまして御容赦をいただきたいと思えます。

国際金融規制改革の関係で、リーマンショック

の後、各国当局とも、危機の発生とその危機に至るまでのいろんな問題について相当反省をいたしました。この資料の中には入れてはおりませんけれども、例えば二〇〇八年のリーマンショック直後のワシントンでのサミットなどにおきましては、各国とも当局も失敗をしたということを明確にした上で、その失敗の原因を探るとともに、いろいろな対策を講ずるということを掲げました。昨年のソウルのサミットで、銀行規制の見直しであるバーゼルⅢなどが典型ですが、ある程度対策に目鼻がついて、更にその一年後のカンヌ・サミットにおいては、一つの区切りをつけるぐらいのつもりでございました。

ちなみにワシントンの二〇〇八年十一月五日の首脳宣言の中には、例えば「市場参加者はリスクの適正な評価なしに高利回りを求め、脆弱な引き受け基準、不健全なリスク管理慣行、複雑で不

透明な金融商品と、結果としての過度のレバレッジが金融システムを脆弱にした」ということを書く一方、「政策規制当局もそのリスクを適切に評価せず、金融の技術革新についていけなかった。

その一貫性と調整のないマクロ経済政策と不十分な構造改革が、世界的なマクロ経済上の持続可能な結果を導いた」と非常にはっきりと政策の失敗を認めるところから、この国際金融規制改革というのはスタートしたわけでございます。その後三年経ちまして、今まだこういった状態にいますという意味で、道半ばとも言いがたいような状況でございます。これは私も率直に認めないといけないと思います。

他方、この間、各国当局が何をやってきたかということになりますと、これは多少弁解がましいかもしれませんが、それまでの状態に比べますと、国際会議の頻度が増し、その議論の濃密

さ、ないしはカバーする範囲は格段に広がりました、ある意味では今の各国の政府の持つていりりソースの範囲内では、できる限りのことをやってきたつもりでおります。実際、目に見える節目の会議は報道でご覧になっていいる通りでありますけれども、非公式の議論あるいは会議についても、物理的な会議ではなくて、電話会議はほとんど毎晩のようにやっております。私も今のところ、年間延べにしまして四〇回、日数では一〇〇日を超えるような出張に行っております。東京におります間も、ほとんど毎晩のように電話会議がございますまして、これがまた時差の関係で、早くて大体夜の八時、冬時間になりますと、今夜も、二三時からスタートという電話会議がございまして、非常に厳しい状況になっております。

それだけ国際的なやり取りは増え、その結果、もちろん情報交換も、数年前に比べますと、格段

にその密度は増しているということは申し上げられると思います。この後ちょっと御紹介しますが、国際協調を充実しなければならぬということ、具体的にこういう面での協調枠組みをつくっていくという話が今回のパッケージの中には幾つも入っておりますので、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

一、世界的な金融市場の混乱と対応

お手元にパワーポイントのプレゼンテーション資料と直近のカヌヌ・サミットの一連の文書の和訳をお配りしてあるかと思いますが、これは全部網羅的にお話しするには時間も足りませんし、また、必ずしも御興味のある内容ではないかもしれません。日本語にしますとちょっと読みづらい

ことも御容赦いただきたいと思えます。いずれにしましても、これをご覧いただきますと、大抵どういふ角度からどういふ問題に取り組んでいるかという点は一応鳥瞰していただけるかと思えます。(本文末資料参照)

(1) 金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み

① G 20首脳会議

リーマンショックの後の一連の対応を最初に少し振り返っておきますけれども、今申しましたワシントン・サミットが二〇〇八年一月、これが一連の作業のスタートの号砲であり、行動計画をここで作りました。厳密に言いますと、実はこの前から既に金融危機対応について各国の当局の協議は始まっております。覚えていらっしゃる方もいらっしやるかもしれません、金融安定理事會、後ほど御紹介しますFSBの前身がFSF

(Financial Stability Forum) というものでしたが、そのフォーラムの提言は、既にこの年の春には出ております。そして、よりきっちりとした枠組みのもとで、作業を具体的に指示したのがワシントン・サミット、更に内容を充実したのがロンドン・サミットです。ピッツバーグ・サミットでかなり中身が見えてきたという感覚ですが、これが二〇〇九年九月でございます。私が今のポストに着任しましたのも二〇〇九年七月からで、肩書きがその後ちよつと変わっておりますけれども、ちよつどその頃から、特にバーゼルの自己資本規制や、その他では、例えば店頭デリバティブ市場の問題など、特に証券市場の皆様が御縁の深い問題についても、基本的な枠組みが明らかになっていったという整理ができるかと思えます。

② G20、FSB、BCBSのメンバー構成

ちよつと戻りまして先程、カンヌ・サミットと
いうことをいきなり御紹介もなしに申し上げまし
たが、国際交渉の枠組みについて、今、各国の政
治レベルでの議論の中心、司令塔はG20の首脳会
合でございます。より専門的に金融改革あるいは
金融の安定、フィナンシャル・スタビリティを
つかさどる会議として、このG20のもとにFSB
を設けております。

メンバーリストもございますが、FSBは資料
3頁の説明書きにも御紹介致しましたように、ア
ジア金融危機を受けて設立された旧金融安定化
フォーラム(FSF)にすべてのG20諸国をメン
バーに加えるとともに、より強固な組織基盤と拡
大した能力を持つ組織として再構成したというも
のであります。実は今回のカンヌ・サミットで
は、このFSBをさらに強化して独立した法人格

を与え、また、事務局のリソースもより拡充する
ということが決まっておりますが、スタートは今
申し上げたようなことで、もともとはFSFだっ
たものを二〇〇九年に今の形で発足させたもので
す。

必ずしもその下にあるというわけではないので
すが、FSBのもとに、我々SSB (Standard
Setting Body)と呼んでいるそれぞれの分野で国
際基準を作る会議体があります。バーゼル委員会
は、FSBよりむしろずっと歴史の古い、自己資
本比率規制等の銀行分野での規制の基準を作る母
体です。あるいは、今、私が専門委員会の議長を
しておりますIOSCO (証券監督者国際機構)
も、また随分前からあります。それから、保険分
野では保険監督者国際機構があります。詳しくは
触れませんが、ここに概要が書いてありま
すように、銀行、証券、保険の監督当局がこの三

つの母体に集まって、それぞれ基準を作り、それをFSBに報告する。FSBはその報告を取りまとめて、G20の首脳に報告するという形を取っております。

今のは下から上への報告ですけれども、G20からもいろいろな指示が出ます。今回のカンヌ・サミットの文書をご覧いただきますと、あちこちに、バーゼル委員会はこういうことをやるべしとか、IOSCOにはこういうことを検討してもらいたいとか出てきます。こちらはG20からのいろいろな指示あるいは要請に基づいて、それぞれの基準設定主体が基準を作って、それをFSBを経由してG20に報告する。そういう建付けでございます。

資料4頁にメンバーリストがありますが、これはG20と言いながら、ご覧のように実は国の数が必ずしも合わなかったりします。ここではバーゼ

ル委員会までしか書いてありませんが、注2にある通り、IOSCOは一〇〇以上メンバーがおります。基準設定主体はそれぞれまた独立性を持って、独自のメンバーがありまして、そこからいろいろなインプットを受けて基準を作っております。他方、G20、FSBは、基本的にはこのG20諸国をベースにしています。バーゼル委員会は、もともとG10でスタートしましたので、ご覧いただけますと、G20ではなくFSBでもないのですけれども、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデンは、バーゼル委員会には入っております。そういうふうに若干のずれがあったり、歴史的経緯から少しメンバーの構成が違うというところはあります。

③ G 20首脳会合（ピッツバーグ・サミット）

（二〇〇九年九月二四・二五日）

先程のピッツバーク・サミットですが、これは二〇〇九年です。ここで一つ明確に致しましたのが、質の高い自己資本の構築等ということであり、ここで「銀行資本の質と量を改善し、過度のレバレッジを抑制する国際的に合意されたルールを二〇一〇年末までに策定することにコミット」したところから、バーゼル委員会を中心としたバーゼルⅢの取りまとめ作業が急ピッチで進んでいきました。その他、FSBが基準等を作った報酬慣行の改革が掲げられています。また、特に店頭デリバティブ市場の改善につきましては後程、もう少しブレイクダウンして申し上げますが、二〇一二年末までに、標準化されたすべての店頭取引を中央清算機関を通じ決済する、それから、適当な場合には、取引所または電子取引基盤におい

て取引を集中するという事も掲げられておりまして、これをどう実行していくかということが各国の大きな課題でございます。

システム上重要な金融機関への対処につきましては、今回のカンヌ・サミットで一つの節目を迎えた内容で、多少報道にもございましたが、全世界で二九の銀行グループないし銀行を言わば暫定的にリストアップしまして、これを実際に適用していくことになっております。資本の上乗せ規制ばかりがとかく報道されがちですけれども、実際はより包括的なパッケージでございます。破綻処理法制の整備、いざという場合の国際的な協力の枠組み、監督の強化とか、その他の規制の見直し等資本の上積みだけでない、いろんなものを含んだものがシステム上重要な金融機関への対処というところに入ります。

それから、会計基準のところは、単一で質の高

いグローバルな会計基準の実現とともに、「収れんプロジェクト」、即ちコンバージェンスの完了を今年の六月と謳っております。

六番目として、非協力的な国・地域への取り組みにつきましても、ここで謳っていたということになります。

④ G 20首脳会合（ソウル・サミット）（二〇一〇年十一月一日・二日）

その一年後のソウル・サミットになりますと、今度は「危機の根本原因に対処するために変革された金融システム」という長いタイトルになっています。これはこの年の七月と九月に、私どもがGHOSと呼んでおります中央銀行総裁とその監督当局の長官会合がありまして、その場でバーゼル委員会の合意内容を若干修正しつつ承認を得ました。それを受けて、今度はサミットにおいて

も、バーゼル委員会による合意を承認してもらった上で、その合意したスケジュールに従ってこれらの基準を実施することにコミットすることになりました。それから、システム上重要な金融機関についての作業のプロセス及び日程がまず承認され、その後、作業が本格化致しました。

二番目は、インプレメンテーションです。これは、合意するだけでは全く意味がありませんので、それを実際にどうやって実施していくか、その実施のフォローアップをしていくという内容で、この中にヘッジファンドとか店頭デリバティブ、信用格付会社の規制・監督の強化といったものも含まれております。

若干飛ばさせていただきますけれども、ここでまた将来の作業として、カンヌに至るまでの間議論した内容が含まれています。マクロ健全性政策の枠組み、シャドーバンキング、商品デリバティ

ブ、市場の健全性及び効率性の向上、これは、いわゆるハイ・フリークエンシー・トレーディング等、新しい金融技術ないし取引手法の市場に与える影響を分析し、その政策的な提言をしていくという内容ですが、そういったものもここで謳われております。

⑤ G 20首脳会合（カンヌ・サミット）（二〇〇一年一月三・四日）

カンヌ・サミットに至りますと、ワシントン・サミットからのコミットメントをもう一回確認すると、この内容に加えて、グローバルなシステム上重要な金融機関の問題、シャドーバンキング、店頭デリバティブ市場改革、バーゼル規制の完全かつ整合的な実施とか報酬の問題、商品デリバティブ市場、更にもう一回ここに市場の健全性・効率性が出てきます。これは実は、IOSCOからレ

ポートを出したのですが、かなり幅広い提言でしたので、更なる作業を仰せつかったということになります。それから、金融消費者保護、国際的な会計基準のコンバージェンス、FSBガバナンスの強化といった内容になっております。

(2) 世界的な金融市場の混乱と対応の推移

少しだけ振り返りますと、最初二〇〇七年のころからサブプライム問題ということが盛んに言われました。そこを第一段階と考えますと、そのサブプライム問題が金融システム全体の問題になった第二段階が、リーマンショックであったり、AIGの問題であったりということになります。そして更に、一旦、小康状態のように見えたのが第三段階。これは、二〇〇九年でございまして、アメリカのストレステストとかヨーロッパのストレステストが行われ、金融危機自体は一旦収まった

かに見え、危機後の規制の再構築を展望して、踏み込んだ議論が相行われるようになってきました。これが先程から申し上げていることです。

(3) 新たな課題「ソブリン・リスクへの警戒感の高まり

資料9頁の表の右側に、新たな課題「ソブリン・リスクへの警戒感の高まり等」と書いています。もはやここまで来ますと、第四段階ないしは第五段階ぐらいまで来ているように思いますし、また、見ようによっては、リーマンショックよりも更に深刻な問題かもしれない、そういう意味では問題そのものをなかなか根本的に解決できていないということになります。今行われている国際金融規制改革と、当面の短期的な市場の混乱の收拾ないしは安定化という問題をどう関係付けをするのかというのはよく聞かれます。私自身も日

本におりますと、特に短期的な問題について、我が国独自の金融危機のときに比べると落ちついた状態ですので、欧米程切迫した感覚がないということだと思えます。

欧米の当局者にそういう質問をしてみるので、けれども、あるヨーロッパの当局のトップの方が言っておられたことですが、「短期と中期とを、頭の中でまず切り分けている。短期的な対応は混乱を收拾するためあらゆる措置を講じなければならぬ。しかし、中期については、そういうことが二度と起こらないようにするので、言わば金融システムそのものをより強固にする。逆に言えば、納税者に御迷惑をおかけしないようにするための制度づくりをするんだ」と頭の切り分けになっている」というふうに説明してくれた人がいらっしやいます。

確かに概念的には目先の対応と中期の対応、

即ち目先は、それこそ銀行の国有化も含めて、とにかく必要な措置は何でもやり、中長期はそういった納税者に負担のかかるような方法は取らないで済むようにするという切り分けは可能ですが、実際は、マーケットの皆様方からご覧になつても、あるいは金融機関の方々からご覧になつても、そう切り離して考えられることではない。それもよく理解はしております。

私が議論に最初に参加しました二〇〇九年の辺りの状態ですと、自己資本規制は、厳しければ厳しい程いいんだ、自己資本比率は高ければ高いほど安全な金融システムになるので、当時八%だったものを何としてでも例えば一六%にするんだという主張を堂々としている人が何人もいました。また、実際の金融システムそのものが、国の規模に比べて余りにも大きい国々は、国が救済することを前提とした金融システムではとても将来像が

描けないということで、非常に高い自己資本比率を求めておりました。

しかし、私どもの立場では、それでは過剰規制の方に振り子が振れることになる、即ち、国有化とか預金全額保護といったことを否定するために過大な自己資本を求める形となり、非常にバランスが取れない。それから、短期的にも、信用収縮なり、貸し渋り・貸しはがしといういろいろな問題を引き起こしかねないようなものになつてはいかぬということを主張してきました。その主張そのものは大分理解を得て、自由から規制する方に一旦大きく振れたものを、大分真ん中の方へ戻してきたという気持ちであります。

他方、それと並行して、金融危機そのものも一旦収まったかに見えたものが、またこういう状態で再燃しており、しかも、今回はソブリンの信用が問われているという意味では、リーマンショック

クのとくに比べても、さらに対応が難しい状態になっていきます。ただ、我が国の経験に照らしても、そういうときこそ両者のバランスを取って

いく、即ち厳しい規制とマーケットの機能を損なわないこと、あるいは金融機能を守ることと、より厳格な高い自己資本を求めること、このバランスを上手に取っていかなければならないという局面であるような気が致しますし、今後のいろいろな会議においても、恐らく我が国は引き続きそういった姿勢で臨むことになるだろうということがあります。大臣も記者会見などで、「バランス」という言葉をよく使っておられますけれども、その趣旨はそういうことでありまして、实体经济に円滑な資金供給をするという金融の使命が果たせなければ、幾ら規制ばかり厳しくして当局がやることをやったと言っても意味がないということだと思います。

ちよつと脱線致しましたけれども、これから金融規制改革の主な課題について少し申し上げたいと思います。

一、国際金融規制改革の主な課題

(1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制

まずバーゼルⅢにつきましては、取えて細かい中身を申し上げますが、今回の特徴としては、単に自己資本のリスク・アセットに対する比率を高める、つまり自己資本の量をより多く求めるというだけではなくて、質の問題でもかなり内容の見直しをしておりますので、そのことを申し上げます。また、リスク・アセットの方でも、日本は、分子のことはかりではなくて、分母の議論をきちんとすべきだということ

とは当初から申し上げて参りまして、その方向になっていくのですが、正にリスク・アセットの中のいろいろなリスク捕捉なり自己資本賦課の計測方法についての見直しというものも含んでおります。

それから、流動性規制とかレバレッジ比率のよ
うなものも要素として入ってきており、このうちレバレッジ比率は、言わば自己資本比率を補完するものという位置付けになっています。また、プロシクリカリティの緩和という言い方をしますが、今までのやり方ですと状況が良いときは自己資本比率規制そのものがどうしても緩くなってしまうと、逆に状況が悪くなってくると規制そのものがますますきつい縛りになってくる、言わば景気のサイクルをより増幅するような格好の規制になりがちであったものを、バッファを設けるといいう工夫によって、しかも、いざというときには

そのバッファを取り崩せるということを明確にすることによって緩和したいという要素がここに入っております。

資料13頁に、バーゼルIから始まって、どうい
う見直しをしてきたかというのをまとめておりますので、これも必要に応じてご覧いただければと思います。

実施期間を非常に長く取ったというところは、
これもかなり粘り強い交渉の結果こうなっております。最初は三年ぐらいと言っている人も結構いらっしやいましたのを、私どもは一〇年と主張して、間を取ったと言えば間を取ったのですが、どちらかといえば私どもの主張に近いものになったと思っております。二〇一三年から二〇一九年まで段階的にやっていくという内容はかなり細かく、これも一つ一つ交渉してこういう格好に致しました。

次の話題に入ります前に、最近よくお尋ねがありますのは、こういう状況のもとで、バーゼルⅢを本当に予定通り実施するのですかということです。まず一つは、規制そのものの導入は二〇一三年から、しかも段階的にというものですから、今すぐのお話ではないということがあります。それから、完全実施は二〇一九年ですから、まだまだ十分な時間はあると思いますし、実際邦銀の皆様も無理な増資をされずに達成できるものということを目指して参りましたので、そういう内容になつてはいます。

ただ、やはり欧米、特にヨーロッパの銀行の一部で非常に厳しい状況である。しかし、その場合でも規制を緩めることが本当に市場の信認を高めることになるのだろうかという疑問符がどうしても出てきます。実際ヨーロッパも、先般の発表の中ではむしろバーゼルⅢの内容を少し前倒しす

る、即ちバーゼルⅢのものではないのですけれども、バーゼルⅡよりも少しバーゼルⅢに近づいた、あるいは「二〇一五年時点におけるバーゼルⅢと同じようなもの」という言い方、もしくは普通株等と申し上げた方がいいかもしれませんが、一部コンティンジェント・キャピタルが入る普通株等自己資本の比率で九%を来年の六月末までに求めるという話になっています。

これはある意味では、こういう厳しい時期に、むしろ厳しい規制を前倒しするようなところがあります。結局、自己資本の水準が低くてもいいということとは、却って信認を損なうことになるし、その水準に自力でなかなか到達できない金融機関には、私もよく「バックストップ」という言い方をしますが、公的資本等によるきちんとした補完措置が講ぜられるという前提で、そういうものを求める、という整理をしているとい

うことかと思えます。そういう意味ではバーゼルⅢ自体も、後ろにずらしたり水準を下げたりすることをすれば、却って信認を損ないかねません。

カンヌの宣言文の中でも、合意した内容はきちんと予定どおり実施していきますということは、むしろかなり明確に謳われております。ただ、敢えて申しますと、この中に表現として若干付け加わっているのが、カンヌ・サミットの最終宣言の二三段落目のバーゼルⅢの言及の中で、「二〇一三年から開始し二〇一九年一月一日までに完全実施することとなっているバーゼルⅢの自己資本及び流動性の基準の観察期間と見直し条項を尊重しながらの実施」という書き方になっている中の「観察期間と見直し条項」という言葉です。

レバレッジ比率もそうですが、流動性規制につきましても、観察期間の開始とか最低基準の導入というのが、先程の資本規制とはまた違ったタイ

ミングで、しかも実施の前に入っているのがお分かりいただけると思えます。こういったものを敢えて導入しましたのは、観察期間中は、まずどういう動きになるのか、どういう実態なのかを観察して、今ある文書のルールそのままでもいいかどうか、まだ議論を続けようということで、場合によっては見直しをすることとも合意の一部になっています。バーゼルⅢというのは、もちろん合意したものを粛々と実施していくということでも、カンヌでも首脳の合意になっておりますけれども、一方で、その合意の一部であります観察期間と見直しといったことも、その中でやっていく、特に流動性についてそういうことが明確になっています。

もともとこの流動性規制には幾つか問題がありまして、例えば流動資産の中に国債が入っておりますが、G 20の中には国によっては市場で必ずし

も十分な国債の流通量がない国ですとか、発行残高がほとんどないような国もあります。そういった国々がこの流動性規制を達成する上では、もともと若干の調整が必要だったのですが、それに加えて、まだ細部にわたっていろいろ見直すべき点がないかどうかという点検を今行っております。そのようなことがこの中に含まれておりますので、御紹介をさせていただきます。

(2) システム上重要な金融機関

次に、システム上重要な金融機関についてです。最近報道にもありましたG-SIFIsという言葉は、グローバルなシステム上重要な金融機関です。そのうち今回リストアップしたのは銀行ですのび、Global Systemically Important BanksとG-SIBsとさうことですが、このGlobal Systemically Important Banksについては、リス

トの暫定版が先般公表されております。お手元の参考資料の最後のページに、FSBの発表したシステム上重要な金融機関に対処するための政策手段の別添と致しまして、二九銀行グループがリストアップされていまして、この中に我が国からは三メガバンクがリストアップされております。

ただ、これはあくまで暫定のリストで、二〇〇九年末データを基に出したものです。毎年一月にこのリストを更新していきまして、二〇一六年から資本の上乗せ規制が適用になりますので、資本の上乗せ規制に関する限りは、この金融機関のリストが実際に意味を持つものになるのは二〇一四年一月以降という位置付けになっています。二〇一四年一月のリストから資本の上乗せ規制を実際に適用することになりまして、その場合には二〇一三年末のデータで算定することになるのですが、規模だけではありませんで、さまざま

なりリスク指標を組み合わせて作る。これも実は、今回日本から提案した手法です。

これにはちよつと理由がありまして、大体邦銀のビジネスモデルをご覧いただきますと、規模は大きいのですけれども、リスク量としては、むしろより規模の小さい欧米の投資銀行ないしは投資銀行をグループに取り込んだ銀行グループの方がずっと大きいという側面があります。規模だけで計りますと、邦銀はリストのものすごく上の方になつてしまひまして、資本の上乗せ幅で言えば一番大きい方まで行つてしまひかねないということです。

しかし、本来グローバルにシステム上重要な金融機関というものを特定するのであれば、規模だけではなくてグローバルな活動とか相互連関性—これはより他の金融機関ないしはノンバンク等々複雑に結びついていることで、金融システムに与

えるリスクが大きいという意味です—それから、代替可能性／金融インフラ—これは例えばカストディーバンクの大手のようなどころを想定しますが、そこが店を閉じてしまうと、お客様の方が全く行き場がなくなつてしまふという、ある種、継続の必要性の指標です—複雑性—これは、万が一経営困難ないし破綻のような状況に陥つた場合に、組織が複雑ですと非常に処理が困難を極めて、より金融システム全体を危険に晒しかねないという側面です—こういった多面的な捉え方をすべきであるということをも日本から提案致しました。これには、正に邦銀の特性からして、規模だけで計るとリスクに見合わない実力と評価されてしまふということが背景にあつたのですが、これが各国の共感を博まして、今ではこういう指標を組み合わせるといふ考え方に至つております。

ドッド・フラック法は違います。ドッド・フラ

シーク法は、かなりシンプルにアセットの規模で切るようなことをします。米国当局も、そういう意味ではドッド・フランクはドッド・フランクでももちろん国内規制として存在しますが、いわばグローバルなルールというのは最低基準ですので、これと矛盾しない範囲において、国内のドッド・フランクの制度を運用していくという考え方と理解しています。

資本規制は一部にすぎないと申し上げながら、資本規制の話から入ってしまったのですが、こういうリスクの度合いに応じた自己資本の上乗せとはまた別に、実効的な破綻処理の枠組みを整備するとか、その一部とも言えますけれども、当局間で協力取極めをきちんと作って、それも「G-SIFI 毎に」と書いてありますが、個別金融機関ごとの合意もきちんと整理をするとか、危機対応計画というものをを出していただく。これは期限

が二〇一二年末で、先ほどの資本の上乗せ規制よりもむしろ前倒しで適応になる。それから、破綻処理のしやすさの評価について各国で行うという流れになってくるものと思います。

更に、監督の密度と実効性。先程「監督の強化」という言葉を使いましたが、より正確には、より密度の高い監督ないしは、当局がきちんとリソースを割いて監督していくことを国際的にも合意する。特にデータの集積とかリスクガバナンス、内部統制といった面に、よりきめ細かな目線ないし光を当てていく、そういった考え方であります。こういったものの全体がセットで、システム上重要な金融機関への対応とすること、これを今合意しています。

資本の上乗せ規制は二〇一六年からなのに、G-SIBs のリストを何で今出したかということになりますと、実は、こちらのその他の部分があっ

と手前で適用されます。適用になる以上は、どなたにこれをやっていただくかということが明確でない皆さんお困りになりますから、そこを明らかにすることと、今回二九行リストが出たということになります。

(3) シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

ここまでのバーゼルⅢとシステム上重要な金融機関というのは、システム上重要な銀行が中心と申し上げましたように、銀行部門の規制の見直しということが中心でした。けれども、ここから先は銀行システム以外について、今まで以上に議論していくことになります。この問題意識は、今回の一連の金融危機の経過から見ても、確かにバンキング部門ないしはインベストメントバンクを含む広義の銀行部門の外でいろんな問題が起きてい

たということとです。リーマンショックのときにも、例えばAIGの問題もありましたが、コアの保険業務よりも、むしろその外の、いわば非伝統的な業務の中でリスクが過大になって、その結果、グループ全体が経営困難、破綻一步手前まで行ってしまったという実態だったことからすれば、銀行規制ないし銀行グループ規制で止まっていたのでは、全く解決策になっていないということになります。もちろん銀行部門の問題は非常に大きかったという意味では、対応としては必要なものをやったというつもりではおりますが、それだけでは十分ではないということで、今度はシャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）というものに目を向けていこうということとです。

実はこの部分は、本当にこれからの作業ということになっておまして、カンヌ・サミットで、

「以下の分野における規制・監視の強化のための提言を承認」とありますが、五分野を挙げています。もちろんシャドーバンキングがこの五分野に限られるという意味では全くないのですが、特に金融システム全体にリスクを及ぼしかねない、あるいはレギュラトリー・アービトラージと申しますけれども、規制の裁定行為のようなことが起こる可能性のある部分というのが五つあるというわけです。

一番目の銀行のシャドーバンキングへの関与というのは、ちよつと言葉として慣れた言い方ではありませんが、銀行がシャドーバンキングを利用しているいろいろな活動をされる。典型的にはSIVとかSPEとか、いろいろピークルがサブプライム問題のときにも活用されましたが、銀行がシャドーバンキング部門へ資金を提供したり、あるいはグループの中でそういった別働隊を活用す

るようなこと、そういったものへの対応をどうするかというのが最初の作業の柱です。

二番目がMMFでございます。一番意識されたのが、米国を中心として、ブレーク・ザ・バックといいますが、元本割れ問題への対応ないしは、元本割れをもし引き起こさないということを前提とするのであれば、銀行と同様の規制に服していただく必要があるのではないかといった問題提起が沸き起こっており、そういった点をどう考えるかということです。

それから、他のシャドーバンキング主体。これもまたちよつと慣れた言い方ではありませんが、ここではヘッジファンド等々様々なシャドーバンキング、いわゆる銀行システム外で信用仲介を行うノンバンク等のことです。

証券化商品、これもまた必ずしもエンティティーないし主体ではありませんけれども、最初

の問題とちよつと関係がありますが、証券化商品について、特にリテンションと申しますが、リスクの一部保有義務のようなものをどう考えるかとか、透明性の向上をどう考えるかということです。

貸株・レポ取引。特にリーマンショックのときに問題になりました様々な貸株ないしレポ取引に伴う証拠金の問題などもここで扱っています。

そのような五つの作業の柱、これをワークストリームと呼んでおりますけれども、ここで立てております。

(4) 店頭デリバティブ市場改革

OTCデリバティブに関しては、先程言及致しましたように、ピッツバーグ・サミットで標準化された店頭デリバティブ取引については、適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じ

た取引、中央清算機関を通じた決済を、G20諸国は二〇一二年末までに実施することをコミットしておりますが、これを各国法制にどう落としにくかという中でいろいろな問題が起こっております。

市場関係者の皆様方から私どもも頻繁にヒアリングをさせていただきまして、そういったいろいろなインプットをいただいていることに御礼申し上げます。端的に申し上げれば、アメリカはアメリカのやり方、ヨーロッパはヨーロッパのやり方、日本は日本のやり方という格好になってしまつて、しかも、実施時期も少しずつずれがあるようなことが起こりかねないということで、今、この三極を中心にFSBも巻き込んで、どうやってコーデイナーションを図るか、連携を図るかということを議論しようとしております。

この関係は、まずこの問題に関わりのある基準

設定主体の執行部を中心にコーディネーションしようということになっており、私もIOSCOの代表としてこれに関与していくこととなります。

問題が多岐にわたっていて、かつドッド・フランク法というのはなかなか容易には内容を変えられるものではありませんから、調整は非常に難しいという側面はございますが、ただ、いずれに致しまして、金融庁としても、SECやCFTC、欧州委員会とも毎週のように議論を致しまして、何とか規制の重複とか矛盾が避けられるように努力はしたいと思っております。他方、法整備、特に法律の下の政令ないし内閣府令のようなものの整備も、これからかなり急ピッチで進めないといけないという状況でございます。

ちょっと先取りしてしまいましたけれども、資料19頁にお示ししましたように、様々な課題があり、また予定があるということ、下の方にバー

ゼル委員会、IOSCO等々のやらなければならぬことが並べてあります。

その中で「個別論点に関する国際的合意を形成するともに」として個別の論点を並べておりますが、資料19頁の下から二つ目の〇のところ、「CDS市場の機能と当該市場が原資産の価格形成において果たす役割を評価」ということがカンヌ・サミットの宿題として今回急遽入り、これもIOSCOにおいてこれから検討しないといけないということになっています。この背景にありますのは、最近CDS市場は、ボラティリティーが非常に高いのですが、この市場が本来のクレジットリスクを反映したものになっているのだろうか、あるいは流動性の面では問題ないのだろうか、透明性にも問題がないのだろうかといった市場の機能を分析した上で、場合によっては政策的なところまで議論をするということになると思

ます。にわかにはソブリン問題などが出てきて、格付会社の問題も今話題になっておりますけれども、同時に店頭デリバティブの一環としてのCD市場の在り方も議論の俎上に上ってきているということでございます。

(5) L E I (取引主体識別子)

Legal Entity Identifier (取引主体識別子) は、取引情報蓄積機関 (トレード・レポジトリー＝RT) の問題とも絡んで、一つの大きな課題でございます。ここで余り多くを申し上げるつもりはありませんが、FSBを中心に議論を行っております。カンヌ・サミットでもこれについて言及があり、今後FSBにおいて、特にガバナンスなどの枠組みに係る勧告を次回サミットまでに策定するということになっております。私どもとしても特に気にしておりますのは、カバーする取引主体

の範囲をどうするか、ガバナンスの在り方をどうするのか、これは、LEIの運営主体が独占的、営利的であっては困りますので、どうやってきちんとしたガバナンスを確立するか、またコストの最小化とかその負担方法をどうするか、そして、情報管理・アクセス、情報管理は厳格である必要がありますし、アクセスは公平・公正でないといけないという様々な問題があります。

(6) 市場の健全性・効率性

市場の健全性・効率性というテーマも、恐らくこのテーマだけで一時間、二時間お話ししなければならぬ内容があると思うのですが、本当に一言で申しますと、冒頭申し上げましたハイ・フリックエンシー・トレーディング (HFT) を含む最新の技術発展によって、金融システムに生じるリスクを抑制するという問題意識から、提言が

策定されています。提言そのものはこのレポートをご覧いただければということになりますが、非常に一般的な提言です。

もちろんこういった取引手法には、流動性を市場に提供するというポジティブな面もあります。が、ネガティブな面をどう抑制ないしは監視していくかといった点を含めて、トレーディングベニユーのオペレーターと言いますが、取引の場を提供している取引所等、プレイヤーである市場参加者、それから当局、それぞれの考えるべきポイントないしは行うべきことについての非常に幅広いハイレベル・プリンシプル、即ちハイレベルな提言をしております。先程申しましたように、これはカンヌ・サミットで更なる作業を求められましたので、今度は、「市場における監視」とか「市場構造の分析」等の課題についてIOSCOで作業するというところでございます。

(7) 商品デリバティブ

商品デリバティブは、我が国では主として経済産業省と農林水産省の所管ですけれども、IOSCOではこれも扱っております。商品先物タスクフォースの報告書を今回IOSCOからG20に提出し、また商品デリバティブ市場の規制・監督についての原則というものを発表しております。

こちらの方はより具体的な原則になっています。直近のG20の結果を受けて、この提言した原則について、それぞれきちんと実施されているかといった点をまた報告するというのが、今後の課題・予定です。

それから、石油価格の報告機関（プライス・レポーティング・エージェンシー＝PRA）の在り方、更に、石油デリバティブについてのTRの設立に向けた議論、これはISDA等を中心に行っていたと思いますが、こういった内容について

も作業がございます。

(8) 国際保険規制・監督

先程、G-SIBsと申しましたけれども、保険の分野では、今、一番の焦点は保険におけるG-SIBsをどう考えるかです。②にありますように、G-SIBsの選定メソッドロジ案を来年のサミットまでに作成するといった作業が今、進められております。まだこれはどういう結論になるかわかりません。少なくとも銀行ないし投資銀行のグループほどの数のG-SIBsにはならないのかもしれないけれども、先程申しましたような規模に偏らない多面的な手法で評価をしていくということであります。ただ、保険の場合、特に意識しておりますのが、伝統的な保険業務においてシステミックスクを引き起こすということがなかなか想定しにくいということです。他方、AIG問

題を含めて、非伝統的な業務の分野ではさまざまナリスクが集積しかねないということで、そういった非伝統的業務の割合なども取り込んだ指標を今、考えているところです。

会計分野は、保険の関係では保険負債の会計基準の見直しといったものもテーマとしております。また、欧州委員会のソルベンシーIIの実施に向けた同等性評価につきましては、我が国に関しても、再保険分野で既にレポートが公表されていますけれども、これはECの次の出方を待っているという状況であります。

(9) 会計基準の収れん

なお、今、保険の会計の話をしました。が、会計基準の関係で、我が国におけるより幅広い国際会計基準の適用の問題につきましては、先般自見大臣から、資料の24頁から26頁に示してございま

ような発表をさせていただいております。詳細は時間の関係で省略をさせていただきますが、全体的な流れと致しましては、世界各国の適用状況も、実は当初の想定よりは少し時間がかかっておりますし、ある意味では時間がかかって当然のようなどころもあります。国際的にできる限り単一の会計基準を目指していくと申ししても、各国固有の会計基準ないしは各国固有の様々な経済の状況や会計慣行のようなものがありますので、これはそう簡単ではありません。実際、ここにもちよつとありますけれども、中国、インド、要するにヨーロッパ、アメリカというメジャーな地域以外の地域でも、それぞれ少しずつ違うやり方で国際会計基準を取り込んだり、あるいはそれに近づいていくというアプローチを取っております。韓国等のようにすべての基準を一度に採択するということは、むしろ例外的な状態でございます

す。米国がここで、どういう内容でこれから発表していくかということが注目されるということだと思います。

なお、国際会計基準の関係では、国際会計基準財団を監督するモニタリング・ボードというものがございまして、ここで各国当局が集まって、この財団のガバナンスを監視したり、アドバイスしたりしているのですが、この関係で、実は私は今、財団のガバナンスの見直しのためのワーキンググループの議長を務めております。よりメンバーを拡大して新興国等も取り込んだ、幅広いステークホルダーの意見がきちんと基準づくりに反映されるようなガバナンスを作っていこうという方向で作業を進めておりまして、これもまた一つの大きな仕事です。

まだ物事はいろいろ動いておりますので、恐らく御疑問の点とか、どうもよく分からぬという点

はたくさんおありになると思うのですが、金融庁のスタンスと致しましては、国際的な信義に反しない限りで、交渉の過程におきましてもできる限り皆様の御意見を伺うとともに、可能な限り情報の提供はさせていただくつもりでおります。もし説明会のようなものをさせていただくことが有益でございましたら、それぞれおっしゃっていただければ、私どもの人員ないし体力の続きます限りは対応させていただくつもりでおりますので、どうぞ忌憚のないところ、あるいは御遠慮のなきようをお願い申し上げます。

それでは、若干質疑の時間がありますでしょうか。こういう内容ですので、一つ一つ詳しく御説明する時間もございませんけれども、何か御質問等ございましたら、お答え致します。

東理事長 河野審議官、どうもありがとうございます。(拍手)

ここで皆様から御質問、御意見をいただきたいと思えます。

質問者1 店頭デリバティブの市場改革について何点が御質問させていただきたいのです。

一点目なんですけれども、中央清算が義務となつていと思えますが、カンヌ・サミットの最終宣言にも、「中央清算されない契約は、より高い自己資本賦課の対象とされるべき」とされております。先程御説明いただいたスケジュールの中で、いま一つイメージが沸かなかつたのですけれども、この中央清算されない店頭デリバティブ取引の高い自己資本賦課の実施の時期とどういった程度の高さになるのかといったものを教えていただければと思えます。

もう一点は、同じ中央清算されない店頭デリバ

タイプ取引に対しては、「二〇一二年六月までに、証拠金に係る基準を市中協議用に策定する」と書いてございますが、これに関しまして、貴庁の今のところのお考えをお聞かせいただければ、お願いしたいと思います。

最後なのですが、金融市場インフラのための原則が、恐らく二〇一二年中にその最終案が出されるということですが、時期が何月ぐらいになるのかということがもし分かりましたら、これを教えていただければと思います。

河野 それぞれ、今この段階で余りすっきりとお答えできない部分もあるのですけれども、最初の御質問につきまして、ちょうど今、バーゼル委員会から市中協議が行われているという理解でありますので、バーゼルⅢのテキストの該当部分にあると思います。

私の理解では、基本的にはこれはバーゼルⅢの

一部としての実施を目指していると思います。ただ、一旦市中協議させていただいたものを修正した修正案がまた今出ており、これは、CCPを通じたデリバティブ、レポ等の取引に対する自己資本の賦課についての内容を含んでおります。

一方で、当然ですけれども、清算集中というものがきちんと制度化されていないのに、そのリスクウエートだけ先行というのはちょっとまたいろいろな難しさもあると思いますので、今の段階ではそれ以上申し上げることができません。

それから、二番目の証拠金の問題につきまして、今、議論を始めたばかりでございます。これはもともと米国がかなり強く言い出したことで、それもドッド・フランク法の中の規定が根拠にありますので、米国はかなり急いでいるのですが、米国以外のメンバーとしては、そこはいろいろ技術的な難しさもあると思いますし、現場の取引慣

行のようなものを踏まえませんと問題があると思っておりますので、作業としては、先程御指摘いただいたような作業日程でまとめていくことはなっておりますけれども、内容についてはまだ全くこれからでございます。そこはむしろ今うちに御意見を伺った上で対応させていただきたいと思えます。

三点目の市場インフラの原則につきましては、これは先週も会議を致しまして、何とか来年の三月までにはまとめたと思っています。今年の三月にペーパーを市中協議させていただきまして、寄せられた御意見を取りまとめて、今、その御意見の中身を反映して修文しており、若干まだ対立点がございます。例えば信用リスクや流動性リスクについて、参加者が破綻した場合の1先、2先問題とか区分管理の問題とか、幾つかまだ議論中の問題がありますが、取りまとめの時期

としては、大体来年三月までにはまとめるべきではないというつもりでございます。何とか我が国に過大な負担とならないようなものを今、目指しています。この点は、共同議長で、取りまとめの側でもございますので、それぞれ対立するものの妥協点を探るようなことにはなりますが、引き続き調整をさせていただくつもりです。

東理事長 それでは、その他に御質問がおります方。

質問者2 貴重なお話、ありがとうございます。欧州債務問題の話も出ましたが、今後、我が国のソブリン・リスクについても、バーゼル規制上対応する必要があるかもしれないということも個人的に思っております、その点についてどういうふうにお考えか、教えていただけないかと思っております。

具体的には、今我が国の国債はダブルAだと思

うのですが、シングルAに引き下げられた場合、リスクウエートが〇%から二〇%に上がってしまうということ、邦銀の対応が必要になるのかなと思っっているのですが、そういった点に関して、何かお考え等がありましたらお教えいただけますでしょうか。

河野 まず、もちろん仮定の場合のことにお答えするのは避けさせていただきたいと思えますけれども、少なくとも我が国の当局は、何かこれについての見直しを考えているかということに對しましては、お答えは明確に「ノー」でございます。現在のルールをそのまま、引き続き適用するということもしております、いずれにせよこの状況の中で、何かそういうルールをどうこうという議論が仮に起こった場合でも、そこはシステミックな影響を相当考慮しなければ、議論そのものもなかなかできないと思っております。

これはもちろん「フィナンシャル・タイムズ」を初めとして、一部で、やはり国債のゼロウエートというのはおかしいではないかということをおっしゃる方がいらっしやることは重々承知の上ですが、他方で、これは単に今回のギリシヤの問題はどうだとかいうことではなくて恒久ルールでございますから、慎重に考えなければならぬと思います。

東理事長 それでは、その他に。

質問者3 貴重なお話、ありがとうございます。今回のG20でも、納税者の負担がないような形で破綻処理を行う枠組みが決定されたかと思えます。これに先駆けてドッド・フランク法でも、アメリカでも実質的には政府サポートができないような枠組みが決まっているかと思えます。その一方で、最近よく話題になっておりますヨーロッパの銀行には、資本不足になったときは政府の資本

注入が行われる、もしくは最近の事例ですと、デスクシアのような銀行に、納税者の負担を伴う形で政府サポートが行われた決定があるかと思えます。このように方向性が全く逆のことが起こっているように思うのですが、これをどのように考えれば良いか、そういったことをお教えいただければありがたいと思います。

もう一点ですが、これに関して、御説明がありましたように、破綻処理計画を二〇一二年末までに作成しなければいけないと思うのですが、そのときにどうしても政府サポートに関しての前提をしつかりと決めないと計画が立てられないと思うのです。そのときの前提として、どのようなものかを考えるかということをお教えいただければありがたいと思っております。

河野 まず今の御疑問は、先程若干先取りしてしましまして、少し曖昧な言い方をしてしまいまし

たけれども、ヨーロッパの当局者が今、何を考えているのかということになりますと、私の理解する限りは、現在のこの混乱を治めるためには、できることは何でもしなければなりません。従って、一部国有化もあれば、資本注入制度もまだ生きている国もありますから、そういうものは活用するということだと思えます。

ただ、将来的にそれを続ければ、結局納税者負担が過大となって、あるいは国によっては既にとても納税者負担では解決できないほどの金融システムを抱えている国もございます。つまり、GDPの何倍も銀行資産があるような国がヨーロッパに幾つもありますから、こういった国からすれば、とにかく将来像としては、そういう国のサポートを前提としたものではない、しかし、金融機能を維持しながら円滑な破綻処理をするということを目指さなければならないということであり

ます。

そして、アメリカも納税者の反発が非常に強い中で、ドッド・フランク法では、御案内の通り、言わば政府による損失補てんというものを排除した形でできているという状況ではあります。

我が国の立場を申し上げますと、我が国は預金保険法のもとで、実際預金全額保護によらない破綻処理の制度というものは確立しております。かつ直近でも、現実にもその規定に則って破綻処理をさせていただいたケースもありますので、我が国はそういう制度は持っています。しかし、かと言って、預金等全額保護の預金保険法第一〇二条を今、削除したり、廃止するつもりはございませんという立場を取っています。

この解釈としては、国際的にそういう納税者負担を伴うような処理が必要なくなるものを目指して、かつそれを可能にするような制度を作るとい

うことは合意していますので、それに則った対応はしていかなければなりません。他方、他に手段がない場合、もう一つは、ソブリン・リスクとの関係で言えば、それが可能な場合ということになってきますが、国民の選択として政府補助を排除するものではない、その裁量を奪うものではないと理解しています。

いずれに致しましても、国際的合意のもとで、我が国としても納税者負担のからまないような制度についての足らざる点があれば、更に整備していくことにはなりませんけれども、現状、今ある本当の例外中の例外のようなケースで、政府補助による預金保険法第一〇二条のような処理を廃止する意向は全くありません。

質問者3 破綻処理計画を作るときには、今のお話ですと、今まで通り第一〇二条があつて、システム上重要な場合は政府保護がある、そういった

前提の上で破綻処理計画を作るという理解で宜しいでしょうか。

河野 その点は違います。これはモラルハザードという言葉がありますけれども、もし国のそのような支援を前提として破綻処理計画を作られるということであれば、それは例えば監督カレッジのような場、ないしは国際的な危機管理グループというものを作りますが、そこでは合格点はもらえませんので、計画は、国の言わば納税者負担を招かないようなものとして立てていただく必要があります。その計画を立てることの意味も、実際、国によつては、本当にそれしか選択肢がないという国もありますから、それに合わせた計画である必要があります。

日本の場合、特にそういう計画を作ることによつてリスクを目に見えるようにしていただきたい、事業の在り方についても、もう一度そういう

目で見直しを行っていただいて、かつ経営としてもそういう極度なストレス、危機のような状況にも対応できる耐久力をつけていただくための手段というふうに考えておりますので、その計画自体はそういう前提で作っていただく必要がありますし、これはそういう内容の国際的合意で成り立っているということです。

東理事長 まだ御質問もありませんかと思いますが、でも、いただいた時間も過ぎておりますので、今月の資本市場を考える会は、これでお開きにさせていただきます。と思っています。

改めて、河野審議官、本日は大変どうもありがとうございました。（拍手）

（11）の まさなち・金融庁総務企画局
金融国際政策審議官

（本稿は、平成二三年十一月十七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

河野正道氏

略歴

1978年 東京大学法学部卒業。

同年、大蔵省入省後、経済協力開発機構(OECD)事務局職員として勤務。

その後、大蔵省銀行局、証券局などを経て、世界貿易機構(WTO)事務局職員として勤務。

帰国後、2000年より金融庁総務企画部国際課長、監督局銀行第一課長、同局総務課長、総務企画局総務課長、同局参事官、審議官(監督局担当)などを経て現在に至る。

現職では、金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードなどに、金融庁を代表して出席。

2011年4月より IOSCO 専門委員会議長に就任。

2005年より広島大学客員教授。

国際金融規制改革の動向

日本証券経済研究所「資本市場を考える会」



平成23年11月17日
金融庁 河野 正道

* 本資料の意見にわたる部分は、説明者の個人的な見解です。

第1部

世界的な金融市場の混乱と対応

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～①G20首脳会議

金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展

2008年9月 リーマンショック



危機の発生元となった先進国だけでなく、エマージング諸国を含めたより広いメンバーで危機対応を議論する必要性

2008年11月 ワシントン・サミット

2009年4月 ロンドン・サミット

2009年9月 ピッツバーグ・サミット

2010年6月 トロント・サミット

2010年11月 ソウル・サミット

2011年11月 カンヌ・サミット

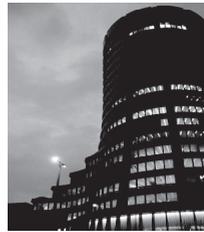
2

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～②FSB

G20首脳会合

FSB
(金融安定理事会)

・アジア金融危機を受けて設立された旧金融安定化フォーラム(FSF)を、全てのG20諸国をメンバーに加えるとともに、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成。
・事務局はスイス・バーゼル。



BCBS
(バーゼル銀行監督委)

IOSCO
(証券監督者国際機構)

IAIS
(保険監督者国際機構)

・各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
・いわゆるバーゼルⅢなど、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
・事務局はスイス・バーゼル。

・各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
・証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
・最高意思決定機関は専門委員会(議長:日本・金融庁)。
・事務局はスペイン・マドリッド。

・各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
・国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
・主要な意思決定を行うのは執行委員会(副議長:日本・金融庁)。
・事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏)。

3

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～③

-G20、FSB、BCBSのメンバー構成-

国または機関	G20	FSB	BCBS	国または機関	G20	FSB	BCBS
(米州)				ベルギー			○
米国	●	○	○	ルクセンブルク			○
カナダ	●	○	○	スウェーデン			○
ブラジル	○	○	○	欧州委員会等①	○	○	
メキシコ	○	○	○	(中東・アフリカ)			
アルゼンチン	○	○	○	サウジアラビア	○	○	○
(アジア)				南アフリカ	○	○	○
日本	●	○	○				
中国	○	○	○	(基準設定主体)			
韓国	○	○	○	バーゼル銀行監督委員会(BCBS)			○
オーストラリア	○	○	○	証券監督者国際機構(IOSCO)			○
インドネシア	○	○	○	保険監督者国際機構(IAIS)			○
インド	○	○	○	国際会計基準審議会(IASB)			○
トルコ	○	○	○	グローバル金融システム委員会(GFS)			○
香港	○	○	○	支払・決済システム委員会(GPSS)			○
シンガポール	○	○	○				
(欧州)				(国際機関)			
英国	●	○	○	国際決済銀行(BIS)			○
ドイツ	●	○	○	欧州中央銀行(ECB)			○
フランス	●	○	○	IMF			○
イタリア	●	○	○	世界銀行(WB)			○
ロシア	○	○	○	OECD			○
スイス	○	○	○				
オランダ	○	○	○				
スペイン	○	○	○				

(注1) G20メンバー国中、G7メンバー国を●で表示。

(注2) その他、IOSCO、IAISには、上記各国をはじめ100以上のメンバーが参加。

4

G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット) <2009年9月24・25日>

金融規制・監督の強化について、以下の内容が合意された。

1. 質の高い自己資本の構築等
(銀行資本の質と量を改善し、過度なレバレッジを抑制する国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミット。これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施)
2. 報酬償還の改革
(①複数年のボーナス最低保証の回避、②変動報酬の相当部分の支払繰延べ、③報酬体系の開示等を含むFSBの基準を支持。金融機関には、即時実施を要請。)
3. 店頭デリバティブ市場の改善
(2012年末までに、標準化されたすべての店頭取引を、中央清算機関を通じ決済等)
4. システム上重要な金融機関への対処
(FSBは、2010年10月末までに、より強力な監督や追加的資本、流動性及びその他の健全性規制を含む実施可能な措置を提案等)
5. 会計基準
(①単一の質の高いグローバルな会計基準の実現、②2011年6月までに収れんプロジェクトを完了)
6. 非協力的国・地域への取組み等
(2009年11月までに、FSBが非協力的国・地域への取組状況を報告するよう要請等)

5

G20首脳会合(ソウル・サミット) <2010年11月11・12日>

金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、更なる推進が合意された。

1. 危機の根本原因に対処するために変革された金融システム

- 銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組みに係るバーゼル銀行監督委員会(BCBS)による合意を承認。合意したスケジュールに従い、これらの基準を採択し完全に実施することにコミット。
- システム上重要な金融機関(SIFIs)がもたらすモラルハザードのリスクを軽減し、「大きすぎて潰せない」問題に対処するために金融安定理事会(FSB)より提案された政策の枠組み及び作業のプロセス及び日程を承認。
- FSBがIMFと協議のうえ策定した、監督の密度及び実効性の向上に関する政策提言を承認。

2. 実施及びピア・レビューを含む国際的な評価

- 新たな基準及び原則を完全に実施することが不可欠。
- 各国間における実施の整合性を確保し、基準及び原則の中で更なる改善が必要な分野を特定するため、国際的な評価やピア・レビューのプロセスが大幅に強化されるべき。
- ヘッジファンド、店頭デリバティブ、信用格付会社の規制・監督の強化に取り組むことに強く改めてコミット。健全な報酬に関するFSBの基準を完全に実施することの重要性を再確認。店頭デリバティブ市場改革の実施に関するFSBの提言を承認。外部格付への依存軽減のためのFSB原則も承認。
- 単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを重要視していることを改めて強調。

3. 将来の作業: 更に注意が必要な事項

- (1) マクロ健全性政策の枠組みについての更なる作業、(2) 特に新興市場・途上国に関連する規制改革上の課題への対応(外国為替リスクの管理、母国及びホスト監督当局間での情報共有、貿易金融等)、(3) シャドーバンキングへの規制及び監督の強化、(4) 商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業、(5) 市場の健全性及び効率性の向上、(6) 消費者保護の向上

6

G20首脳会合(カンヌ・サミット) <2011年11月3・4日>

金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、更なる推進が合意された。

- すべての金融市場、商品、参加者を適切な規制又は監視の下に置くという2008年のワシントン・サミットのコミットメントの確認
- 「大きすぎて潰せない」問題へ対処するためのグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に対する包括的な政策枠組み等について合意
- 銀行類似の活動を行いながら銀行並みの規制を受けていないシャドーバンキングへの規制・監視の強化
- 店頭デリバティブ市場改革の合意された改革のスケジュール通り(2012年末までの着実な実施へのコミットメント
- バーゼル規制の完全かつ整合的な実施
- 報酬に関するFSB原則・基準の実施
- 商品デリバティブ市場の規制及び監督に関するIOSCOの報告書及び共通原則の承認
- 市場の健全性・効率性に関する更なる作業
- 金融消費者保護のハイレベル原則の承認
- 国際的な会計基準のコンバージェンス
- FSBガバナンスの強化

➢ 次回G20首脳会合は、2012年にメキシコにて開催予定。

7

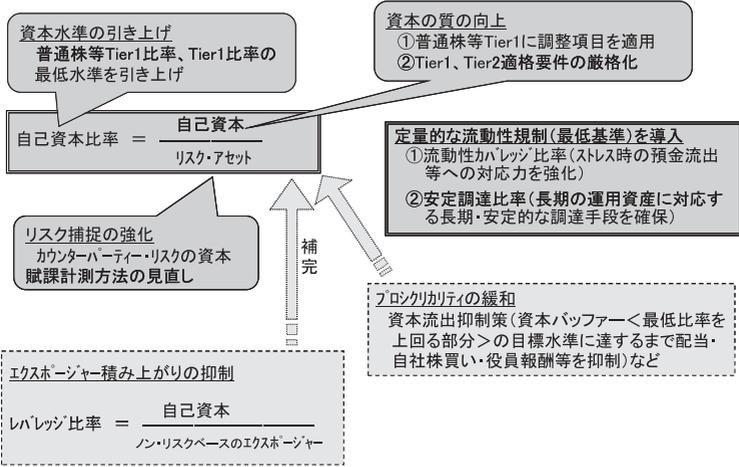
第2部

国際金融規制改革の主な課題

国際金融規制改革の主な課題

- (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制(バーゼルⅢ)
- (2) システム上重要な金融機関
- (3) シャドー・バンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)
- (4) 店頭デリバティブ市場改革
- (5) LEI(取引主体識別子)
- (6) 市場の健全性及び効率性
- (7) 商品デリバティブ
- (8) 国際保険規制・監督
- (9) 会計基準の取れん
- (10) その他(マクロ健全性政策の枠組み、消費者保護等)

(1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 -バーゼルⅢの全体像-



(1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 -水準の見直し-

- 国際基準の自己資本比率規制の推移**
- ①バーゼルⅠ (1988年3月末～)
- 自己資本(Tier1+Tier2-控除項目) ≧ 8%
 - 信用リスク+市場リスク
- ②バーゼルⅡ (2007年3月末～)
- 自己資本(Tier1+Tier2-控除項目) ≧ 8%
 - 信用リスク+市場リスク+オペレーショナルリスク
 - 普通株式等の最低比率 ≧ 2%
 - Tier1の最低比率 ≧ 4%
 - 純自己資本比率 ≧ 8%
- ③バーゼルⅢ (2013年から2019年まで段階的に実施)
- 自己資本(Tier1+Tier2-控除項目(変更し厳格化)) ≧ 8%
 - 信用リスク+市場リスク+オペレーショナルリスク
 - 普通株式等Tier1の最低比率 ≧ 4.5%
 - Tier1の最低比率 ≧ 6%
 - 純自己資本比率 ≧ 8%

	普通株式等 (控除後)	Tier1資本	総資本
最低所要水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファー	2.5		
最低所要水準+資本保全バッファー	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカルな資本バッファーの範囲*	0-2.5		

*普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本

付属文書2 段階的实施に関する措置(網掛けは移行期間)
(主として日付は1月1日時点)

	2011	2012	2013	2014	2015	2017	2019	2021
レバレッジ比率	暫定的な モニタリング期間							
普通株式等の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファー					0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等の最低所要水準+資本保全バッファー	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.125%	6.375%	7.0%	7.0%
普通株式等からの段階的削減(普通株式控除率 40%→30%→20%→10%→0%の段階 緩和に対する追加資本等)		20%	40%	60%	80%	100%	100%	100%
Tier1最低所要水準	4.5%	5.5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
流動性最低所要水準	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
総資本最低所要水準+資本保全バッファー	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
その他Tier1またはTier2に算入できなくなる 資産のガンランドマージン						100%	100%	100%
流動性カバレッジ比率(LCR)	暫定的な 緩和							
安定調達比率(NSFR)	暫定的な 緩和							
最低基準 の導入								
最低基準 の導入								

(2)システム上重要な金融機関

①「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」

(1)G-SIFIsの判定手法と数

全世界73行のサンプル中から、「グローバルな活動」、「規模」、「相互連関性」、「代替可能性／金融インフラ」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した指標で判定し、G-SIFIsを選定し公表(2011年11月公表の2009年末のデータを適用したリストでは、当初29行、日本からは3メガバンクがG-SIFIsに選定。今後、毎年11月にリストを更新)。

(2)自己資本の上乗せ規制

(イ)上乗せ幅

G-SIFIsを重要度に応じ以下の4グループに区分。この区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に自己資本を上乗せ。

第5バケット(空)	(普通株資本3.5%)
第4バケット	普通株資本2.5%
第3バケット	普通株資本2.0%
第2バケット	普通株資本1.5%
第1バケット	普通株資本1.0%

(ロ)実施時期

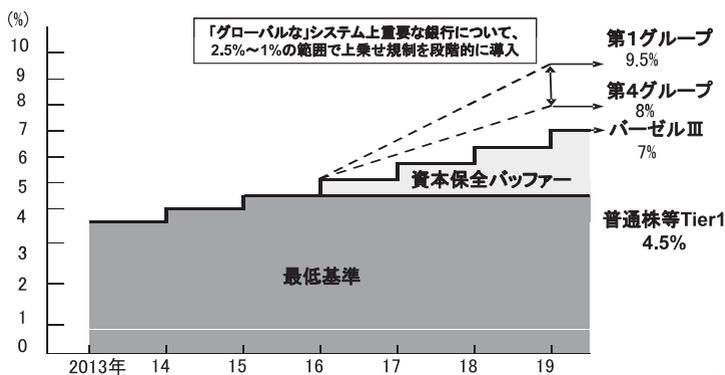
2016年1月1日から段階的に実施し、2019年1月1日より完全実施。

※ この実施時期は、バーゼルⅢの資本保全バッファの段階的導入スケジュールと整合的。

14

(2)システム上重要な金融機関

(参考)自己資本の上乗せ規制



15

(2) システム上重要な金融機関

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」

○ 金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システミックな損害を防ぐ枠組みとして以下を提示。

- ① 破綻処理制度の改善(当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理)
- ② 破綻処理コストの負担方式(破綻時に債権者に負担を負わせる方式(ペイル・イン)を選択肢の一つとして提唱)
- ③ 当局間の協力取極め(G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理)
※ 2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年末までに締結
- ④ 再建・破綻処理計画(G-SIFIs毎に危機対応計画の策定を義務付け)
※ 2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年末までに計画策定
- ⑤ 破綻処理のしやすさの評価(一定の基準に基づきSIFI毎に評価)
※ 2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年10月までに評価を実施

「システム上重要な金融機関(SIFIs)への監督の密度と実効性」

- システム上重要な金融機関に対するより密度が高く実効的な監督へ向け以下を提示。
- ・ 監督当局の責務、資源及び権限の強化
 - ・ リスクマネジメント機能、データ集積能力、リスクガバナンス及び内部統制についての監督上のより高い期待等

16

(3) シャドーバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)

経緯

- 金融危機以降、実質的に信用仲介活動を行っている主体又はその活動(シャドーバンキング)について、銀行と同様の流動性規制や資本規制、健全性に対する監督に服せおらず、シャドーバンキングに対する規制・監督を強化する必要があるとの認識が高まった。
- 2011年11月: G20カンヌ・サミット
FSBによる、シャドーバンキングシステムに対するモニタリングの強化及び以下の分野における規制・監視の強化のための提言を承認。

今後の課題・予定

- 以下の5分野において、追加的な規制上の措置の必要性を調査予定(括弧内は提言取りまとめの期限)。
- ① 銀行のシャドーバンキングへの関与(2012年7月)
銀行への規制を通じたシャドーバンキングに対する規制・監督に関し、パーゼル銀行監督委員会が作業計画を策定し政策を提言。
 - ② MMF(2012年7月)
取付騒ぎやその他のシステミックリスクを削減するための政策をIOSCOが提言。
 - ③ 他のシャドーバンキング主体(2012年9月)
MMF以外のシャドーバンキング主体につき、FSBが作業部会を設置して検討。
 - ④ 証券化商品(2012年7月)
証券化商品の原資産リスクの一部保有義務、透明性の向上及び標準化等の方策について、必要に応じIOSCOが政策提言。
 - ⑤ 貸株・レポ取引(2012年12月)
現金担保の再投資や証拠金に関する規制等のあり方について、必要に応じFSBが政策提言。IOSCOにおいてモリサーチを実施。

17

(4) 店頭デリバティブ市場改革

経緯

- 2009年9月：G20ピッツバーグ・サミット
 - ① 標準化された店頭デリバティブ取引について、
 - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じた取引
 - b) 中央清算機関を通じた決済
 - ② 店頭デリバティブ契約データの取引情報蓄積機関への報告等を合意。
 - ⇒ 上記合意を受け、各国において、店頭デリバティブの制度整備や清算機関の設立が進行中（対応期限は2012年末）。
 - ⇒ FSBによる「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」の公表（2010年10月）。
 - IOSCOが電子基盤取引や取引情報蓄積機関に対する報告のあり方についての検討を開始（2010年10月）。
 - CPSS-IOSCOによる「金融市場インフラのための原則」案の策定。
 - 2010年2月、決済システム全体の頑健性向上を図る観点から、IOSCOとBISの支払・決済システム委員会（CPSS）が、既存の国際基準を包括的に見直す合同プロジェクトに着手。中央清算機関、証券振替機関、取引情報蓄積機関および資金・決済システムを「金融市場インフラ」と定義した上、①システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコアプリンシプル（2001年公表）、②証券決済システムのための勧告（2001年公表）および③清算機関のための勧告（2004年公表）を統合した形で、2011年3月に「金融市場インフラのための原則」案を策定。
 - 同原則（案）は、市中協議を経て、2012年に公表予定。こうしたスケジュールを踏まえ、重要な個別論点毎に作業部会が設置され、具体的検討が進行中。
 - 2011年11月：G20カンヌ・サミット
 - 既存の店頭デリバティブ作業グループを補完する協調グループがFSBIにより創設。

18

(4) 店頭デリバティブ市場改革

今後の課題・予定

- 以下のような個別論点に関する国際的合意を形成するとともに、必要に応じて基準を公表。
 - ① 中央清算機関の位置付けの明確化
 - 他の「金融市場インフラ」と同様、非銀行SIFIs候補の一つ。
 - 他のSIFIsとのリスク管理対策上の相違を明確化する必要。
 - ② 金融市場インフラの破綻処理
 - FSBのSIFIs破綻処理スキームとの調整、関係倒産法との抵触解消、当局間での情報共有など。
 - ③ 中央清算機関へのアクセス・インターオペラビリティ
 - 市場の分断やリスクの集中を回避しつつ、いかに清算集中を実現するか。
 - 清算機関が乱立すると市場が分断される一方、寡占の下ではリスクが集中。
 - リンク参加にかかるリスク伝播とアクセス向上のトレードオフ。
 - ④ 電子基盤取引の要件
 - 市場の流動性供給のあり方（シングルディーラーシステム、マルチディーラーシステムにかかる検討）。
- バーゼル銀行委員会（BCBS）、IOSCO及び他の関係機関において、中央清算されない店頭デリバティブに対する証拠金に係る基準を市中協議用に策定（期限：2012年6月）。
- IOSCOにおいて、CDS市場の機能と当該市場が原資産の価格形成において果たす役割を評価（期限：次回サミット（2012年6月予定））。
- このほか、IOSCOを中心に、取引情報蓄積機関に対する取引のデータ報告などについても、国際的な枠組み・基準の策定作業が進行中。

19

(5) LEI (取引主体識別子)

経緯

- 金融取引の実態把握強化のため、金融取引主体である法人に世界共通の識別番号があれば効率的・効果的であるとの考え方に立って、取引主体識別子 (LEI: Legal Entity Identifier) について世界的な検討が進行中。
- 具体的には、IOSCO・FSB等においてLEIの意義・活用等について議論されてきている。
⇒ 例えば、取引情報蓄積機関に集約される店頭デリバティブ取引データの集約手段として、LEIの活用が議論されているところ。

今後の課題・予定

- 本年11月のG20カンヌ・サミットにおいてもLEIに言及。今後、FSBにおいて、LEIに関するガバナンス等の枠組みに係る勧告を、次回サミット(2012年6月)までに策定予定。
- 世界共通のLEIが実現すればシステミック・リスクの把握に有用。
- 一方で、以下をはじめ様々な事項について考慮する必要。
 - ① LEIで捕捉する取引主体の対象範囲
 - ② LEIの運営・管理主体及びガバナンスのあり方
 - ③ コストの最小化と負担方法
 - ④ 情報管理・アクセス

20

(6) 市場の健全性・効率性

経緯

- 2010年11月: G20ソウル・サミット
IOSCOは最新の技術発展がもたらすリスクを抑制するべく、市場の健全性や効率性を推進するための提言を策定することが求められる。
- 2011年10月: IOSCOによる報告書公表
「技術革新が市場の健全性・効率性に及ぼす影響により生じる規制上の課題」と題する報告書を作成し、10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された。その後、同報告書を公表。

既存のIOSCOのダーク・リクイディティ、直接的な電子アクセス(DEA)等の関連作業を紹介した上で、高頻度取引(HFT)を含む最新の技術発展により金融システムに生じるリスクを抑制するための提言を策定。

今後の課題・予定

- 2011年11月のG20カンヌ・サミットにおいて、上記提言の実施にコミット。2012年半ばまでに更なる作業を求める。
- 2012年半ばまでに、「市場における監視」、「市場構造の分析」等の課題について、IOSCOにおいて作業が進められる予定。

21

(7) 商品デリバティブ**経緯**

- 2010年11月：G20ソウル・サミット
同サミットでの要請を受け、IOSCO商品先物タスクフォースが、商品先物市場の透明性向上等に向けて、石油の価格報告機関に係る考察及び商品デリバティブ市場の規制・監督に係るベストプラクティス策定等について取組みを開始。
- 2011年3月：
同タスクフォースが、作業の進捗状況についてFSBIに報告。
- 2011年9月：
IOSCOが、「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」を公表。
- 2011年10月：
関連国際機関（IOSCO、IEA、IEF及びOPEC）が、「石油価格報告機関に関する共同報告書」を作成。
- 2011年11月：G20カンヌ・サミット
IOSCOの報告書・原則を承認。

今後の課題・予定

- IOSCOが、「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」における提言の実施に関してG20に報告。(期限：2012年末)
- IOSCO、IEF、IEA、OPECにおいて、石油価格報告機関の機能及び監督の改善のための提言を準備(期限：2012年半ば)。
- 石油デリバティブ市場について、取引情報蓄積機関設立に向けた議論を実施。
⇒ 2012年第1四半期の開業を目途。

22

(8) 国際保険規制・監督**保険監督者国際機構 (IAIS)****①国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups: IAIGs)の監督**

- クロスボーダーで活動する保険グループの効果的な監督を行うことを目的として、現在、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み(ComFrame)」を策定中。
- 2013年6月末までに、ソルベンシー基準を含む、グループ監督基準を策定し、その後、影響度調査を行うことを予定。

②システム上重要な保険会社の監督

- FSB勧告を受け、現在、システム上重要な保険会社(G-SIIs)の選定メソッド案を2012年6月のG20サミットまでに作成する予定。
- あわせて、(G-)SIIsの監督手法(破綻処理を含む。)についても検討を行っているところ。

国際会計基準審議会(IASB)**○保険負債の会計基準の見直し**

- 保険負債を経済価値ベースで評価する方向で、財務報告基準(IFRS 4)を改訂中。
- 2012年6月までに公開草案の再公表が予定されている。(最終基準化の時期は未定。)

欧州委員会(EC)**○新ソルベンシー基準(ソルベンシーII)の実施**

- 経済価値ベースでのソルベンシー基準を2014年1月から施行予定。ただし、資産・負債の経済価値評価については、最大10年の移行期間を設けることが提案されている。
- ソルベンシーIIの施行に先駆け、現在、EU域外国(スイス、バミューダ、日本)のソルベンシー規制の同等性評価を行っているところ。

23

(9) 会計基準の取れん ”IFRS適用に関する検討について”

2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

- 我が国における国際会計基準(IFRS)の適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。
- ・米国ワークプランの公表(2010年2月)
 - ・IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表(2011年4月)
 - ・「単体検討会議報告書」の公表(2011年4月28日)
 - ・産業界からの「要望書」の提出*(2011年5月25日)
 - ・米国SECのIFRS適用に関する作業計画案の公表***(2011年5月26日)
 - ・連合 2012年度重点政策*** (2011年6月)
 - ・未曾有の災害である東日本大震災の発生
 - ・IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

24

(9) 会計基準の取れん ”IFRS適用に関する検討について”

2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

○IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中に開始する。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。

- 一部で早ければ2015年3月期(すなわち2014年度)にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞か、
「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

25

(9) 会計基準の取れん "IFRS適用に関する検討について"

2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

※参考

*【産業界 我が国のIFRS対応に関する要望(2011年5月) 要旨】

- (1) 上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。
- (2) 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間(例えば5年)、猶予措置を設ける(米国基準による開示の引き続きの容認)こと等が必要。

* * "Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Exploring a Possible Method of Incorporation"
A Securities and Exchange Commission Staff Paper May 26, 2011

* * *【連合 2012年度重点政策(2011年6月)】

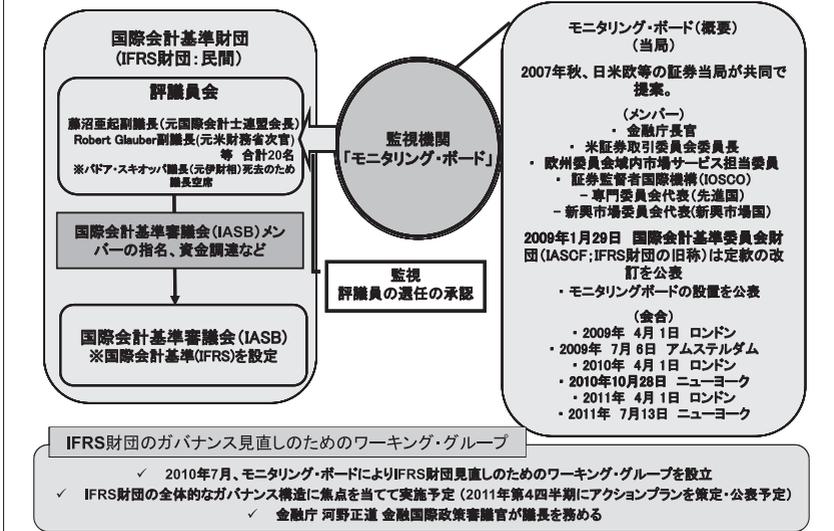
- (4) 労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現(略)
- b) 上場会社の連結財務諸表に対してIFRS(国際財務報告基準・国際会計基準)を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス(取れん)し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。(以上)

26

(参考資料) IFRSの世界各国における適用状況

国名	内容	IASBボードメンバー :15名	IFRS財団評議員 :20名
アジア・オセアニア地域			
日本	※IFRS採用の是非を2012年を目途に判断予定 (「中間報告」)	1名	2名(副議長1名)
中国	2011年中に「フルコンバージェンス」との方向を示すも、基準は示されていない。	1名	1名
香港	2005年に自国基準をIFRSへ全て共通化	—	1名
韓国	2011年からIFRSを採用(IFRS全てを適用)	—	1名
シンガポール	2012年までに自国基準をIFRSに全て共通化予定	—	—
インド	IFRSを基本にするも、一定部分をカーブアウト 2011年4月に予定していた一部企業への適用は延期	1名	1名
豪州	2005年からIFRSを採用済(IFRS全てを適用)	1名	1名
ヨーロッパ・アフリカ地域			
EU	2005年からIFRSを採用済(一部適用せず)	5名(議長1名)	5名
南アフリカ	2005年からIFRSを採用済(IFRS全てを適用)	1名	1名
ロシア	2010年からIFRSを採用済(IFRS全てを適用)	—	—
北米・南米地域			
米国	※IFRS採用の是非を2011年中に決定予定	4名	5名(副議長1名)
カナダ	2011年からIFRSを採用(IFRS全てを適用) (SEC登録企業は米国基準適用可)	—	1名
ブラジル	2010年からIFRSを採用済(IFRS全てを適用)	1名	1名

(参考資料) 国際会計基準(IFRS)モニタリングボードについて



ご清聴ありがとうございました。

G20 カンス・サミット首脳宣言【骨子】

“我々の共通の未来の建設：全ての人の利益のための新たな集团的行動”

世界経済が直面する喫緊の課題に対処するため、行動と政策を調整することにコミット。

雇用及び社会的保護の促進

●若年者の雇用に焦点。雇用についての G20 タスクフォースの設置を決定。社会的保護の床への投資と、グローバリゼーションの社会的側面の強化を決意。B20 と L20 サミットを歓迎。9 月に行われた労働雇用担当大臣会合の結論を承認。来年再び会合することを求める。

より安定的かつ強じんな国際通貨システムの構築

- 資本フロー管理の結論と現地通貨建て債券市場の発展・深化の行動計画を採択。
- 為替の柔軟性向上、通貨の競争的切り下げを回避するコミットメントを確認。
- SDR の構成は、通貨の役割・特性を反映し調整すべき。2015 年以前に構成の見直しを期待。
- ユーロ圏の包括的計画を歓迎。2009 年以來既に実質的な資本が動員されていることを踏まえ、IMF が全加盟国の利益のために資本を持ち続けることを確保する。時宜に適った方法で追加的な資金を確保するとともに、IMF への二国間の貢献、SDR、IMF の特定の構造のための自発的貢献を含む、様々な選択肢を検討するよう財務大臣に指示する。2010 年の IMF 改革を早急に実施する。
- グローバルな資金セーフティ・ネットの更なる強化に合意。IMF が提案した予防・流動性ライン（PLL）と、単一の緊急ファシリティを支持。サーベイランス枠組みの改善を歓迎。IMF に対し、為替レートの評価を引き続き改善し、その評価を適切に公表することを要求。
- 各国・地域に対し、バーゼル II、II-5、III の自己資本と流動性基準を実施するコミットメントの達成を要求。店頭デリバティブ市場の改革は、強じんな金融システムのため重要。外部信用格付への依存低減のコミットメントを再確認。金融規制改革のモニタリング強化に合意。
- グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）のリストを本日公表。シャドーバンキング・システムへの規制・監視を強化。商品 G20 スタディ・グループの報告を歓迎。商品デリバティブ市場規制と監督に関する IOSCO の報告書と共通原則を承認。金融消費者保護のハイレベル原則を承認。単一で質の高い国際的な会計基準を実現に向けた目標を再確認。
- グローバル・フォーラムに対し、レビューの進捗を要請。次回サミットで確認。不備を是正。租税情報交換を継続。多国間税務執行共助条約への参加を奨励。金融安定理事会（FSB）の作業につき、非協力的な国・地域に必要な行動をとるよう求める。FATF のリストに関し、不十分な国・地域に対策強化を促す。FATF と OECD に法人格のある事業体の濫用を抑止する更なる作業を求める。
- FSB には法人格とより自立した財政を含む必要な組織基盤を与えるべき。運営委員会には、重要な関係者が含まれるべき。他の基準設定主体との調整を強化。次回サミットでレビュー。

国際金融規制改革の動向

食料価格変動への対処・農業生産及び生産性の増大

- 水、食料及び農業に関する共同行動計画の完成と実施報告を国際開発金融機関（MDBs）に要請。農業生産性の研究・発展に投資。
- 「農業市場情報システム（AMIS）」と「世界農業地理モニタリング・イニシアティブ」を立ち上げ。農産物に関する金融市場の規制・透明性は、現物市場の機能改善及び危機管理の鍵。
- リスク管理手段の発展を通じ、過度の食料価格変動を緩和。WFP が人道目的で購入する食料への輸出制限等を撤廃、年末の閣僚会合で宣言の採択を懇願。「迅速対応フォーラム」を立ち上げ。

エネルギー市場の機能向上

- 市場の透明性を改善。共同石油データ・イニシアティブ（JODI）の適時性等を向上。証券監督者国際機構（IOSCO）に財務大臣への提言を準備するよう要請。
- 非効率な化石燃料補助金の段階的廃止を再確認。国別の進捗報告書と IEA、OPEC、OECD、世銀の共同報告書を歓迎し、財務大臣に来年報告することを要請。

クリーン・エネルギー、グリーンな成長及び持続可能な開発

- 低炭素開発戦略を推進。クリーン・エネルギー技術の革新及び展開の促進政策を奨励。

気候変動に対する闘い

- 気候変動に関するダーバン会議の成功にコミット。カンクン合意の実施と全ての交渉分野で更なる進展を要請。緑の気候基金の実現を支援する用意あり。
- 先進国は、コペンハーゲンにおいて、途上国支援のため、2020年までの年間1000億米ドルの動員にコミット。革新的資金源を含む官民等の幅広い種類の資金で構成されることを再確認。

貿易

- 保護主義を抑止し、多角的貿易体制の価値を強調。2013年末までのスタンダースタイルのコミットメントを再確認。新たな保護主義的措置を是正。WTOに対し、状況監視を要請。
- 従来通りの取組では、ドーハ開発ラウンド（DDA）の目的を達成しないことは明白。2012年の間に斬新で信頼性のあるアプローチが必要。来る閣僚会合でそのようなアプローチにつき議論するよう、閣僚に指示。
- WTOの強化を支持。本年末までにロシアがWTOに加盟することを期待。

開発

- 閣僚会合を初開催。食料安全保障、インフラに焦点。地域の緊急人道食料備蓄 (ECOWAS 及び ASEAN+3) や、熱帯農業プラットフォーム、農産物価格リスク管理手段を支持。責任ある農業投資の原則 (PRAI) を支持。
- ハイレベル・パネル (HLP) の報告書と MDBs 行動計画を歓迎。MDBs に 11 プロジェクトの実施を要請。送金費用を 2014 年までに 5%削減。金融包摂報告書の提言を支持。
- 途上国の国内資金動員を支持。先進国の援助コミットメントは達成されるべき。ゲイツ氏の革新的な財源の選択肢を議論。一部の国における開発支援のための金融セクターへの課税（金融取引税）のイニシアティブを認識。
- アジア開発基金と国際農業開発基金の増資成功に期待。

腐敗

- G20 腐敗対策行動計画の実施に重要な進展。国連腐敗防止条約 (UNCAC) の批准・実施と OECD 贈賄作業部会への積極的参加にコミット。参加を決定した国を歓迎。

ガバナンス

- キヤメロン英首相の報告書を歓迎。G20 は国際経済協力の第一のフォーラム。首脳が主導する非公式なグループ。トロイカの公式化。G20 の運営のあり方につき、シェルパで引き続き議論。非メンバー国等との関与を追求。
- 2011 年 12 月より墨が議長国とし、2012 年 6 月にロス・カボスで次回会合を開催する。2013 年は露、2014 年は豪、2015 年はトルコで開催する。2015 年より先は、中国、インドネシア、日本、韓国を含むアジアグループからローテーションで選ばれる。

(了)

コミュニケ
G20 首脳会合 カンヌ 2011 年 11 月 3-4 日

1. 我々、G20 首脳は、2011 年 11 月 3 日及び 4 日にカンヌで会合した。
2. 我々の前回の会合以降、世界の景気回復は特に先進国において弱まり、失業率は依然容認できない水準にある。この文脈において、主として、欧州におけるソブリン・リスクのため、金融市場の緊張が増大した。新興市場にも成長鈍化の明確な兆候がある。一次産品価格の変動が、成長をリスクに晒してきた。世界的な不均衡が依然として存在する。
3. 今日、我々は、協働に向けた我々のコミットメントを再確認し、我々は、経済成長を再活性化し、雇用を創出し、金融の安定を確保し、社会的包摂を推進し、グローバリゼーションが我々の国民のニーズに資するようにすることを決意した。

成長と雇用のための世界戦略

4. 世界経済が直面する喫緊の課題に対処するため、我々は、行動と政策を調整することにコミットする。我々それぞれが、役割を担う。
5. 我々は、短期的な脆弱性に対処し、成長のための中期的な基盤を強化するための、成長と雇用のための行動計画に合意した。
 - 先進国は、信頼を醸成し成長を支持する政策を採用すること、及び財政健全化を達成するための明確で信頼に足る、具体的な方策を実施することにコミットした。我々は、2011 年 10 月 26 日の欧州首脳による、ギリシャ債務の持続可能性の回復、欧州の銀行の強化、伝播を回避するためのファイアウォールの構築、及びユーロ圏における強固な経済ガバナンス改革の基礎の構築のための決定を歓迎し、その速やかな実施を求める。我々は、欧州サミットでイタリアが提出した措置及び欧州委員会による合意された詳細な評価並びにモニタリングを支持する。この関連で、我々は、IMF に四半期ベースで政策実施の公的実証を求めるとのイタリアの決定を歓迎する。
 - 国内状況を考慮に入れ、財政が依然として健全な諸国は、仮に経済状況が大きく悪化する場合、自動安定化装置を機能させ、国内需要を支えるための裁量的措置を取ることにコミットする。大きな経常収支黒字を有する諸国は為替レートの柔軟性拡大とともに国内需要を増加させる改革にコミットする。
 - 我々すべての国は、我々の国における生産を増大させるためのさらなる構造改革にコミットする。
 - 金融政策は、中期的な物価の安定を維持し、引き続き経済の回復を支持

する。

6. 我々は、グローバル化の社会的側面を強化することを決意する。我々は、雇用と社会的包摂が、成長と信頼を回復するための我々の行動及び政策の中心でなければならないと強く信じる。したがって、我々は、優先事項として若年層の雇用に取り組む G20 タスク・フォースを設置することを決定する。我々は、各国における、国内状況に適合した社会的保護の床の重要性を認識する。我々は、ILO が、労働における基本的な原則及び権利を確保する 8 つの ILO 基本条約の批准及び実施を引き続き促進することを奨励する。
7. 社会的対話の重要な役割を確信し、我々は、B20、L20 の成果及び両者の共同声明を歓迎する。

安定的かつ強じんな国際通貨システムに向けて

8. 我々は、国際通貨システムをより代表的、安定的かつ強じんなものとするための改革において進ちょくを達成した。我々は、金融の統合からの恩恵を享受し、資本フローの変動に対する強じん性を増加させることに資する行動及び原則に合意した。これには、資本フローの管理において我々を導く一貫した結論、IMF と地域金融取極との間の協力のための共通原則、及び現地通貨建債券市場のための行動計画が含まれる。我々は、SDR 構成通貨の構成が、世界的な取引及び金融システムにおける通貨の役割を引き続き反映するべきであることに合意した。SDR の構成の評価は既存の基準に基づくべきであり、我々は、IMF に対して、それらの更なる明確化を求める。時とともに変化する通貨の役割と性質にあわせ、通貨が既存の構成基準を満たすにつれ、SDR 構成通貨の構成は 2015 年、もしくはそれよりも早く、見直されるべきである。また、我々は、より統合された公平で効果的な IMF のサーベイランスの更なる進展、並びに波及効果の特定及び対処の改善にコミットした。我々は、サーベイランスの強化に向けた我々の取組を継続しつつ、二国間及び多国間のサーベイランスのよりよい統合の必要性を認識し、サーベイランスに関する新たな統合された決定について来年早い時期の、またオーナーシップと実効性の強化についての、IMF による提案を期待する。
9. 我々は、根底にある経済のファンダメンタルズを反映し、為替レートの永続的な不調整を避け、通貨の競争的な切り下げを控えるため、より市場で決定される為替レートシステムにより迅速に移行し、為替レートの柔軟性を向上させることへのコミットメントを確認する。我々は、短期の脆弱性に対処し、金融の安定を回復するとともに、成長のための中期的な成長基盤を強化するための、成長と雇用のための行動計画に明示された為替レート改革に対するコミットメントを踏まえて行動することを決意する。我々の行動は、世界の流動性の発展と資本フローの変動の高まりにより生じる課題に取り組み、したがって為替レートの改革のさらなる進ちょくを促進し、外貨準備の過度な蓄積を減らすことに資する。

10. 我々は、グローバルな資金セーフティ・ネットを更に強化する取組を継続し、我々は、IMFが、ケースバイケースで、外性的なショックに直面する、強固な政策とファンダメンタルズを有する国への、より大規模で柔軟な短期流動性を供給する新たな予防・流動性ライン（PLL）を提案していることを支持する。我々はまた、IMFが、メンバー国の緊急支援ニーズを満たす単一のファシリティを提案していることを支持する。我々は、IMFが、両提案を速やかに議論し完成するよう求める。
11. 我々は、ユーロ圏の包括的な計画を歓迎し、各国の改革を含め、早期の具体化と実施を促す。我々は、信頼と金融の安定を回復するとともに、資金市場と金融市場の適切な機能を確保するために、全ての資金能力と全ての制度上の能力を活用するというユーロ圏の決意を歓迎する。

我々は、2009年のロンドン・サミット以降すでに動員された大幅な資金を基に、IMFが加盟国全体の利益となるよう、システム上の責任を果たすために十分な資金基盤を持ち続けることを確保する。我々は、適時の方法で追加資金が動員されることを確保する用意があり、我々の財務大臣に対して、次回の財務大臣会合までに、IMFへの二者間の貢献、SDR、管理勘定等IMFの特別な仕組みへの自発的な貢献を含む、様々な選択肢を並べる作業を行うことを求める。我々は、2010年のIMFのクォータとガバナンスの改革を迅速かつ完全に実施する。

金融セクターの改革と市場の健全性の強化

12. 我々は、2008年にワシントンにおいて、すべての金融市場、商品及び参加者が適切に規制又は監視に服することを確保することにコミットした。我々は、我々のコミットメントを実施し、金融システムの改革を追求する。
13. 我々は、いかなる金融機関も「大きすぎて潰せない」とは見なされないう、また納税者が破綻処理のコストを負担することから保護されるよう、包括的措置に合意した。FSBは、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)の最初のリストを本日公表する。G-SIFIsは、強化された監督、破綻処理枠組みに関する新たな国際基準、及び2016年からは、追加的な資本要件に服する。我々は、システム上重要なノンバンクの金融主体を特定する用意がある。
14. 我々は、シャドーバンキングに対する規制・監視を進展させることを決定した。我々は、高頻度取引及びダーク・リクイディティによってもたらされるリスクへの対処を含む、市場の健全性及び効率性に関する規制をさらに進展させる。我々はまた、IOSCOに対し、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)市場の機能の評価を行うよう求めた。我々は、金融サービス消費者保護の原則につき合意した。

15. 我々は、金融セクターが危機前の行動に戻ることを許さず、銀行、店頭(OTC)市場、報酬慣行に関する我々のコミットメントの実施を厳しく監視する。
16. これまでの成果を基礎として、我々は、金融規制のアジェンダを調整し監視するFSBの能力を高めるため、FSBを改革することに同意した。この改革は、FSBに法人格とより大きな財政上の自律性を付与することを含む。我々は、マリオ・ドラギ (Mario Draghi) 氏の行ってきた仕事に感謝し、マーク・カーニー (Mark Carney) カナダ中央銀行総裁のFSB議長への任命、フィリップ・ヒルデブランド (Philipp Hildebrand) スイス国立銀行総裁のFSB副議長への任命を歓迎する。
17. 我々は、すべての国・地域に対し、租税、健全性、及びマネーロンダリング・テロ資金供与対策の分野における国際基準を遵守するよう促す。我々は、必要な場合には、既存の対抗手段を用いる準備がある。租税の分野では、我々は進ちょくを歓迎し、すべての国・地域、特にグローバル・フォーラムが特定した、その枠組みが適格でない11の国・地域に対し、グローバル・フォーラムのレビューを通じて特定された不備に取り組むため必要な行動をとることを求める。我々は、包括的な租税情報交換の重要性を強調し、改善のための手段を定義するグローバル・フォーラムにおける作業を奨励する。我々は、多国間税務執行共助条約に調印するという我々すべてによるコミットメントを歓迎し、他の国・地域がこの条約に参加することを強く奨励する。

商品価格変動への対処及び農業の促進

18. 金融規制アジェンダの一環として、我々は、商品デリバティブ市場の規制及び監督向上に関するIOSCOの提言を承認する。我々は、市場規制当局には、市場における濫用行為を抑止するための効果的な介入権限が与えられるべきであるということに合意した。特に、市場規制当局は、他の介入権限とともに、適当な場合には事前の持ち高制限の設定権限を含む、持ち高管理に關する正式の権限を有し、行使すべきである。
19. 農業生産の増加は、世界の人口を養うための鍵である。そのため、我々は、2011年6月に我々の農業大臣によって合意された食料価格の変動及び農業に関する行動計画の枠組みにおいて行動することを決意する。特に、我々は、農業生産性の研究及び発展に投資及び支援することを決定する。我々は、農産品市場の透明性を強化するための「農業市場情報システム」(AMIS)を立ち上げた。食料安全保障を改善するために、我々は、適切なリスク管理手段及び人道的緊急手段を発展させることにコミットする。我々は、世界食糧計画により非商業人道目的のために購入される食料が輸出制限又は特別な課税の対象とならないことを決定する。我々は、政策を調整し、市場危機の際の共通の対応を策定する国際社会の能力を改善するための、「迅速対応フォーラム」の設立を歓迎する。

エネルギー市場の改善及び気候変動に対する闘いの追求

20. 我々は、エネルギー市場の機能及び透明性を向上することを決意する。我々は、JODI 石油・データベースの適時性、完全性及び信頼性を向上させ、同様の原則に基づいて JODI ガス・データベースについて作業することにコミットする。我々は、短期、中期及び長期における石油、ガス及び石炭の見通し及び予測に関する産出国・消費国間の年一回の継続的な対話を求める。我々は、関連機関に対し、価格報告機関の機能及び監督について提言するよう求める。我々は、最貧困層への的を絞った支援を提供しつつ、無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を中期的に合理化し段階的に廃止するという我々のコミットメントを再確認する。
21. 我々は、気候変動に関するダーバン会議の成功にコミットし、会議の議長国として南アフリカを支持する。我々は、カンクン合意の実施、及びダーバンのバランスのとれた成果の一部として、緑の気候基金の稼働を含む、ダーバンにおけるすべての交渉分野におけるさらなる進展を求める。我々は、気候変動資金に関する国際金融機関による報告書を議論し、財務大臣に対し、UNFCCC の目的、規定及び原則を考慮しながら作業を継続するよう求めた。

保護主義の回避及び多角的貿易システムの強化

22. 世界経済にとって極めて重要なこの時期に、保護主義を防止し内向きにならない方途として多角的貿易体制の価値を強調することは重要である。我々は、トロントで合意されたように、2013 年末までのスタンドスティルのコミットメントを再確認し、新たな輸出規制及び輸出を刺激するための WTO 非整合な措置を含む、既にとられた可能性もある、いかなる新たな保護主義的措置も是正することにコミットし、WTO、OECD 及び UNCTAD に対し、状況を監視し続けるとともに半年ごとに公に報告を行うことを求める。
23. 我々は、ドーハ開発アジェンダ (DDA) マンデートを支持する。しかし、過去と同じように引き続き交渉を行えば、我々は、DDA を完結できないことは明白である。我々は、これまでに達成された進捗よくを認識する。信認への貢献のために、我々は、2012 年に、後発開発途上国の関心事項及び、成果を得られるものについては、DDA マンデートの残る要素を含め、交渉を進めるために斬新で、信頼性のあるアプローチを追求する必要がある。我々は、閣僚に対し、来るジュネーブにおける閣僚会合において、このようなアプローチに取り組むよう、また、グローバル化する経済の中での多角的貿易体制に対する課題及び機会に関する議論を行い、メキシコ・サミットまでに報告することを指示する。
24. さらに、より効果的でルールに基づく貿易制度への貢献として、我々は、貿易関係及び政策における透明性を向上させるとともに紛争解決メカニズムの機能を強化する上でより積極的な役割を担うべき、WTO の強化を支持する。

開発の課題への対処

25. 経済的なショックは、最も脆弱な人々に不均衡に影響することを認識し、我々は、より包括的で強じんな成長を確保することにコミットする。
26. アフリカの角における人道的危機は、食料不安への緊急及び長期的な対応を強化する緊急の必要性を強調する。我々は、特に低所得国における、小規模自作農の利益になるような、農業への投資の強化と価格変動の影響の緩和を目的とする、カンヌ最終宣言に言及される具体的イニシアティブを支持する。我々は、試行プロジェクトとして、目的を絞った地域の緊急人道食糧備蓄体制を立ち上げる西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）のイニシアティブ、及び ASEAN+3 の緊急米備蓄のイニシアティブを歓迎する。
27. インフラの不足が、特にアフリカの、多くの途上国において、潜在的成長を著しく阻害することを認識し、我々は、ハイレベル・パネル及び国際開発金融機関（MDBs）の提言を支持し、11 の模範インフラプロジェクトを強調し、国際開発金融機関に対し、関係国と協働しつつ、ハイレベル・パネルの基準に合致するプロジェクトの実施を追求するよう求める。
28. ミレニアム開発目標を達成するため、我々は、ODA の役割を強調する。先進国による援助のコミットメントは達成されるべきである。新興国は、他の途上国に対する支援を開始しないしその水準を引き続き拡大するであろう。我々はまた、開発のニーズと気候変動に対処するために、徐々に新たな資金源を見出す必要があることに合意する。我々は、ビル・ゲイツ氏の強調した革新的な財源の一連の選択肢について議論した。我々の一部は、これらの選択肢の一部を実施済みであるか、もしくは検討する用意がある。我々は、我々の一部の国における、特に開発支援のための、金融取引税を含め、様々な目的のために金融セクターに課税するイニシアティブを認識する。

腐敗との我々の闘いの強化

29. 我々は、腐敗との闘い、市場の公正性の促進及びクリーンなビジネス環境支援のための行動計画の実施について重要な進捗よくを成し遂げた。我々は、強固な国際的法的枠組みの迅速な実施、腐敗及び外国公務員の贈賄を防止し対抗するための国内的措置の採択、腐敗との闘いにおける国際協力の強化、及び官民部門間の共同イニシアティブの発展の必要性を強調する。

21世紀のためのグローバル・ガバナンスの改革

30. 我々は、グローバル・ガバナンスに関するデービッド・キャメロン英国首相の報告書を歓迎する。我々は、G20 が非公式なグループであり続けるべきであることに合意する。我々は、トロイカを公式化することを決定する。我々は、国連を含むメンバー国以外の各国との一貫した効果的な関与を追求し、我々の作業への貢献を歓迎する。

31. 我々は、主要経済国を対等な立場で集め、行動を触媒するという G20 創設の精神が基本となるものであることを再確認し、それ故、我々の集団的な政治的意思をもって我々の経済及び金融アジェンダ並びに関連国際機関の改革及びより効果的な作業に取り組むことに合意する。我々は、FAO 及び FSB において実施される改革を支持する。我々は、我々の多国間貿易枠組みを強化することにコミットした。我々は、国際機関、特に国連、WTO、ILO、世銀、IMF 及び OECD に対し、社会的影響及び経済政策に関することも含めた対話及び協力を向上させ、調整を強化することを求める。

12 月 1 日に、メキシコは G20 の議長国を開始する。我々は、2012 年 6 月に議長国メキシコの下で、パハ・カリフォルニアのロス・カボスにおいて会合する。2013 年にロシアが、2014 年にオーストラリアが、2015 年にトルコが G20 の議長国を務める。我々はまた、G20 の改革の一部として、2015 年の後は各年の G20 議長国は、中国、インドネシア、日本、韓国からなるアジア・グループからはじまり、交替制の地域グループから選ばれることに合意した。

32. 我々は、フランスに G20 議長国と成功裡に終わったカンヌ・サミットの主催について感謝する。

(了)

成長と雇用のためのカンヌ・アクションプラン

世界経済は新たな困難な局面に入った。世界の成長は弱まり、下方リスクは高まり、信認は衰えた。一部先進国の公的債務水準の持続可能性に対する不確実性は増加し、また公的部門から民間部門への及び対外部門から国内部門への需要のリバランスは実現していない。

○ 欧州では、一部の国におけるソブリン債務リスクが、金利コストの上昇と銀行システムにおけるストレスという困難な動きを生み出しており、それが現在、ユーロ圏における信認や実体経済の活動の重荷となっている。ユーロ圏の成長率はより弱まり、失業率は高まるのが今予想されている。

○ 米国では、景気の回復が予想されていたよりも浅い。弱い雇用増加、住宅部門における継続する調整及び関連する家計のバランスシートの再建の組み合わせによって、求められる民間需要の回復は実現していない。中期的な財政健全化を巡る一層の確実性と決意は、成長の強化に貢献するであろう。

○ 新興国市場では、先進国の状況がこれら新興国への重荷となるにつれて、経済成長減速の明確な兆候も見られる。一部の新興市場国において、金融の安定や経済過熱のリスクが依然として存在する。一部の国における為替レートの柔軟性の欠如は、これらのリスクに対応する政策の選択肢を制限している。

これらの課題に直面し、我々は、強化された国際的な政策協調が今必要とされているということに合意する。我々は、短期の脆弱性に対処し、中期的な成長のための基盤を強化するためのアクションプランに合意する。

我々は、景気回復を支援すること、金融の安定を確保すること及び信認を回復することに、強くコミットしている。これらのすべての方面における集約的な行動によってのみ、我々は、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に近づけよう。我々の究極的な目標は、より多くかつ良質な雇用を我々の市民に提供し、すべての国での社会的包摂を促進し、特に世界中の低開発国での開発及び貧困削減を促進することである。

我々は、継続した大規模な不均衡を評価するための参考となるガイドラインを用意するというソウル・コミットメントを達成した。このアクションプランは、G20の見解を反映し、またこれらの不均衡の根本原因及びそれらに対処するために提言される政策についてのIMFスタッフの独立した評価を活用している。我々は、遅滞なく次に挙げる行動の導入を断固として追求することにコミットする。

短期の脆弱性の解決及び金融の安定の回復

我々は、我々の中期的な改革を補完する方法で、短期的な景気回復を継続させ、成長を促進し、金融の安定を回復するための計画に合意した。

1. 我々は、銀行システム及び金融市場の安定を確保するために必要なあらゆる行動を取ることにコミットする。現下のリスクに対処するため、我々は、銀行が適切に資本増強され、かつ十分な資金へのアクセスを保持することを確保する。中央銀行は必要に応じて、銀行に流動性を供給できるよう準備を継続

する。

2. G20 メンバーは、景気回復を確保するために、政策措置の適切な組合せを実施することに合意する。

a) 金融政策は、中期的に物価の安定を維持し、経済回復を支援しつつ。中期的な財政健全化計画も含め、各国の事情に応じて、金融政策は、物価情勢の中期的見通しへのありうる影響を前提として、経済・金融市場の状況変化に対応する。

b) 先進国は、以下の各国ごとのコミットメントに規定されるものを含め、各国の異なる状況を考慮しつつ、信頼を構築し、成長を支えるための政策を採用し、財政健全化を達成するための明確で、信頼に足る、具体的な取組みを実施する。

c) ユーロ圏の国々の政府は、ユーロ圏の安定を確保するために必要となる全ての必要な措置と行動をとることにコミットしており、包括的なパッケージを採択した。(i)7月21日にEFSFの手法の柔軟化を決定した後、10月26日のユーロ圏首脳会合でEFSFの資金基盤を1兆ユーロまで大幅にレバレッジをかけることに合意した。(ii)ユーロ圏各国は、経済と財政のサーベイランスとユーロ圏のガバナンスを大幅に強化することに合意した。(iii)ソブリン債市場における緊張に直面しているユーロ圏のメンバー国によって、財政健全化と構造改革についての具体的な取組がなされる。(iv)厳格な調整プログラムと、民間の投資家によって保有されるギリシャ国債の自発的な名目上のディスカウントを通じて、ギリシャ債務の持続可能性を確保するための例外的な解決策が見出された。(v)最後に、適切な場合におけるターム物の資金へのアクセスを円滑化させること、及び、実体経済への与信の流れを維持し、これらの計画が過度のデレバレッジにつながることを無いうよう確保しつつ、大きな銀行の資本規模について、ソブリンへのエクスポージャーを考慮した後で2012年6月末までにコア・ティア1資本を9%まで一時的に増加させることを含む、銀行セクターの信頼を高める包括的な一連の措置が合意された。

d) イタリアは、2012年から開始して公的債務残高対GDP比を迅速に減少させ、2013年までに均衡予算近くまで到達することにコミットする。この目標は、夏季に承認された600億ユーロの財政パッケージの完全履行に基づいており、欧州連合の法令と、憲法における均衡予算ルールの導入の双方に由来する財政ルールの強化によって裏付けられる。イタリアは、10月26日に発表された成長を高める構造改革の包括的な計画を完全にかつ迅速に実施することにコミットする。

e) 米国は、信頼に足る中期的な財政健全化計画と調和した、公共投資、税制改革、的絞った雇用措置等を通じた、景気回復を維持するための短期的措置のパッケージの適時の実施にコミットする。

f) 日本は、中期的な財政健全化のコミットメントを確保しつつ、震災復興のための少なくとも19兆円(GDPの約4%)と見込まれる本格的な財政措置の迅速な実施にコミットする。

g) 依然として財政が比較的健全な、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、ドイツ、韓国及びインドネシアは、各国の状況を考慮しつつ、財政の自動安定化機能を作用させることに合意し、世界経済状況が大きく悪化した場合には、中期的な財政目標を維持しつつ、国内需要を支える裁量の措置を適切に

とることに合意する。

h) 新興市場国は、経済の強靭性を高めるためのマクロ経済政策を採用することにコミットし、黒字国は、より内需主導の成長に移行するためのマクロ経済政策を採用し、これにより世界経済の回復と金融の安定を支える。

3. 我々は、市場で決定される為替レートシステムに向けてより迅速に移行し、根底にあるファンダメンタルズを反映するため、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、通貨の競争的な切り下げを回避するという我々のコミットメントを確認する。上記の行動は、世界的な流動性と資本フローの変動の高まりにより生じる諸課題に対処する手助けとなり、これにより為替レートの改革の更なる進捗を促進し、外貨準備の過度の蓄積を減少させる。我々は、ルーブルがより市場の力に沿って動くことを許容するロシアの外国為替制度の最近の変更を歓迎し、根底にある市場のファンダメンタルズと総合的に為替レートの柔軟性を向上させる中国の決意を歓迎する。

4. 我々は、外貨準備の蓄積という観点からの、大きな一次産品生産者の特別な環境を認識する。

5. すべての政策分野で、我々は、国内目的のために実施される政策による他国への負の波及効果を最小化することにコミットする。我々は、強固で安定した国際金融システムが我々の共有する利益であること、及び、市場で決定される為替レートに対する我々の支持を再確認する。我々は、為替レートの過度の変動及び無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えることを再確認する。

6. 我々は、IMF が、そのシステム上の責務を果たすために、十分な資金基盤を持つべきことにコミットする。

中期的な成長基盤の強化

我々は、経済回復への足元のリスクに対処するための行動は、信認を高め、世界経済の生産量を増加し、雇用を創出するための持続的で広範な改革によって補完されなければならないことに合意した。

我々は、中期的な成長基盤の強化のため、次の6分野の計画に合意した。(1) 財政健全化へのコミットメント、(2) 経常収支黒字国で民間需要を押し上げ、また、適切な場合、経常収支赤字国で公的部門から民間部門へ需要を移転させることへのコミットメント、(3) G20 メンバーの中で、経済成長を高め、雇用創出を強化するための構造改革、(4) 国内及び世界的な金融システム強化のための改革、(5) あらゆる形態の保護主義を排除しつつ、自由貿易・投資を促進するための方策、(6) 開発を促進するための行動。別添は、主要な行動は、以下に要約されている、全メンバーによる政策コミットメントの詳細である。

1. 明確で具体的な財政健全化計画は、財政を信頼に足る持続可能な軌道に乗せるために必要不可欠であり、また、経常収支赤字の削減(国内貯蓄の増加)

の鍵となり、多くの大規模な国における世界的なリバランスを更に促進する。

a) オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、スペイン、英国及び米国は、明確で信頼に足る財政健全化計画によって2013年までに2010年の水準から財政赤字を半減し、2016年までに公的債務残高を対GDP比で安定化または削減するトロント・コミットメントを再確認する。これらの計画は、慎重な経済見通しが提供され、場合によっては、景気循環を考慮に入れた財政ルールによって強化されることにより、様々な経済状況においても、堅固なものとなるだろう。特に：

○ 米国は、今後10年間で約1兆ドルの裁量的支出削減を規定し、及びそれを超えて、少なくとも追加的に1.2兆ドルの財政赤字削減を確定する2011年予算管理法に基づく、バランスのとれた財政赤字削減計画を通じ、公的債務残高対GDP比を、遅くとも2010年代半ばまでに減少傾向に置くことにコミットする。その計画は、給付プログラムの改革を含む追加的歳出削減、歳入を高め、税率を下げ、税の抜け穴をふさぎ、租税支出を削減する税制改正、予測可能性と信頼性を高めるためのより強力な予算ルールを含むであろう。予算管理法と合わせて、これらの改革は、10年間で合計4兆ドルの財政赤字削減をもたらすだろう。

○ フランスは、次の方策を通じ、2013年に財政赤字を3%まで削減することにコミットする。中央政府及び健康保険支出におけるより厳しい歳出制限、より対象を絞った社会移転、成長に配慮した租税支出の削減、及び安定性を維持するために行われる既存の財政ルールの憲法での規定。

○ 英国は、計画している財政健全化及び2010年の歳出見直しの際に策定した詳細な4か年部門別歳出計画へのコミットメントを再確認する。また、英国は、成長に配慮した財政調整を確保する措置や、寿命の変化に対応してより体系的に公的年金支給年齢の将来的な引上げを行うなど、長期の歳出圧力及び不均衡を解消する措置を含む、構造改革を実施する。

b) 日本は、トロント・コミットメントを達成するため、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出することにコミットする。

c) インドは、統一の物品・サービス税を含む税制改革を通じて歳入の動員を強化すること、並びに個人及び法人税制を徹底的に見直すことにコミットする。

2. 大きな経常黒字を抱える国や民間需要が相対的に弱い国は、世界的な需要をリバランスし持続させる上で重要な役割を果たす。

a) ドイツは、民間の消費及び投資を促進する取組を実施する。これにより、両構成要素が、GDPのシェアで表現して時間とともに増加すると期待される。ドイツは、低い投資及び高い民間貯蓄の原因となっている可能性がある非効率性の軽減を含め、内需を強化することを目的とした措置をとることにコミットする。

b) 日本は、近年において民間需要が相対的に弱いことを認識しつつ、民間の消費及び投資を促進する取組を実施する。これにより、両構成要素が、GDPのシェアで表現して時間とともに増加すると期待される。これは、さまざまなサービスに対する需要を高める政策からなる「新成長戦略」の実施を加速す

ることを含む。

c) 中国は、社会的セーフティ・ネットの強化、家計所得の増加及び経済成長パターンの変革のための措置を実施することにより、需要を国内消費に向けてリバランスする。これらの行動は、根底にある経済のファンダメンタルズをよりよく反映するために、より柔軟な為替レートを促進し、外貨準備の蓄積のペースを次第に低下させるための現在実施中の措置によって強化される。

d) 他の黒字国は、彼らも世界的なリバランスを促進する重要な役割を有していることを認識し、民間支出を奨励することにコミットする（インドネシア、韓国）。インドネシアは、民間投資を大幅に増加させるであろうインフラに関する国家計画を発表した。

3. さらなる構造改革の進展は、すべての G20 メンバー国の生産量を増加させる上で、重要である。

a) 構造改革は、正規かつ良質な雇用を増加させるためのインセンティブを提供する、積極的かつ柔軟な労働市場政策、及び効果的な労働制度と組み合わせられる。メンバーは、長期の失業を削減し、適切な場合、高齢労働者や女性の参画を奨励するための税制及び給付の改革を含む、雇用流動性の促進及び労働参画の促進にコミットする。

b) メンバーは、競争を高め、歪みを削減する。行動には、インフラ投資（ブラジル、インド、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、南アフリカ）、研究、教育及び職能開発の支援、及び、機械類と製造原料への関税の撤廃（カナダ）、現在の 5 ヵ年計画に記載された、生産要素の価格形成における改革、市場に基づいた金利改革の秩序だった手法による促進、及び人民元の資本勘定自由化の漸進的な達成（中国）、生産性を高めるためのサービス部門における構造改革（フランス、ドイツ、イタリア、韓国）、より雇用に配慮した税体系を目指す税制改革（ドイツ、イタリア）、金融機関の情報開示基準の向上（ロシア）、貧困層へ対象を絞った支援を提供しつつ、無駄で市場歪曲的な補助金の中期的な縮小（インド、インドネシア）、エネルギーの効率性と再生可能及び国内のエネルギー資源の利用拡大に向けた改革（トルコ）、農業部門改革（アルゼンチン）、貿易・投資促進のための地域統合の強化（南アフリカ）、短期金融市場に係る慣行の改善及び監督の強化、並びに対 GDP 比の家計貯蓄率の増加の促進に資する改革（米国）、効果的な炭素価格メカニズムを通じたクリーン・エネルギー経済への移行（オーストラリア）、グリーンな成長を促進する取組（韓国）を含む。

c) EU は、成長を高めるための 12 の主要優先行動に基づく包括的プログラムを通じて、単一市場への統合を加速しかつ更に深化させることに全面的にコミットする。これらには、サービス、欧州横断ネットワーク、単一デジタル市場、労働者流動性、中小企業向け金融及び課税の分野における取組みを含む。「欧州 2020（Europe 2020）」戦略の枠組みの中で、EU は、2020 年までの複数項目にわたる目標を採択した。すなわち、20-64 歳人口における雇用率の 75%までの引上げ、教育水準の向上、研究開発分野における官民投資水準の割合を EU 全体の GDP 比 3%までの引上げである。

d) 我々は、世界の経済成長と整合的な水準において国際石油市場の安定を維持することや、あらゆる国におけるエネルギー政策の透明性を向上させることが、世界の経済回復にとって重要であることを認識する。

e) サウジアラビアは、世界経済を支えるため、石油市場の安定化に関して

引き続きシステム上の役割を果たすことにコミットしている。

4. 我々は、ソウル・サミットを通じて合意した金融セクター改革の課題を、完全にかつ適時に実施することにコミットする。これは以下を含む。：合意したスケジュールに沿ったバーゼルⅡ、Ⅱ.5、Ⅲの実施、より密度の高い監督の取組、店頭デリバティブにおける清算及び取引義務、健全な報酬慣行のための基準及び原則、単一で質の高い改善された国際的な会計基準の達成、システム上重要な金融機関によってもたらされるリスクに対処する包括的な枠組み、シャドーバンキングへの規制及び監視の強化。我々は、新興国・途上国における金融の安定の問題に関するIMF、世界銀行及びFSBの共同報告書を承認する。

5. 我々は、トロントで合意したように、あらゆる形態の保護主義に対抗し、WTO非整合的な措置を是正し、多国間の貿易アジェンダを前進させるとの我々のコミットメントを再確認する。

6. 貿易及び投資への障壁を削減することは、開発ギャップを削減し、ミレニアム開発目標（MDGs）に向けた進捗を支援することに役立つ一方、能力構築、及び、余剰貯蓄を、インフラ開発を含む途上国における成長を促進する投資に結びつけることを支援するための更なる取組は、世界経済の成長、リバランス及び開発に対して正の波及効果をもたらす。

a) 後発開発途上国における市場アクセスの改善は、貿易能力の強化のための貿易円滑化、貿易金融、及び「貿易のための援助」プログラムの強化によって補完されるべきである。

b) 途上国は、より強固で、より均衡ある世界経済の成長に貢献する潜在性を有しており、特にインフラ分野において、投資先の市場としてみなされるべきである。我々は、国際開発金融機関（MDBs）のインフラ行動計画及びインフラ投資に関するハイレベル・パネルの提案を歓迎する。開発のための公的資金の十分な流れを確保することは、民間資本を活用する革新的なアプローチを促進することと同様に、重要である。

我々は、短期の脆弱性を解決し、改革を前進させるという我々のコミットメントを達成することにも、説明責任を持ち続ける（付属書参照）。我々は、財政、金融セクター、構造、金融・為替レート、貿易及び開発政策における我々のコミットメントの進捗よく状況を評価する枠組みを用意し、2012年及びそれ以降での報告及びモニタリングを強化する。ソウルで合意したように、我々は参考となるガイドラインを、リバランスの進捗、及び財政、金融、金融セクター、構造、為替レート、その他の政策の整合性を評価するメカニズムとして使用し続ける。

我々は、経済状況の進展に応じて、将来において政策協調を継続する。我々の強固で持続可能な均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）は、一時点の取組ではなく、状況の進展に合わせた動的なプロセスである。

我々は、財務大臣に対して、脆弱性に対処し成長を持続させるために今後数ヶ月間緊密に協働することを求める。

カンヌ・サミット最終宣言

“我々の共通の将来の建設：すべての人の利益のための改訂された集会的行動”

金融セクター改革の実施及び深化

22. 我々は、すべての金融市場、商品及び参加者が、それぞれの状況に応じ、国際的に整合的かつ非差別的な方法で規制又は監視に服することを確保するという、2008年11月のワシントンにおける我々のコミットメントを達成することを決意している。

特に銀行、店頭デリバティブ、報酬慣行、格付機関に関する我々のコミットメントの遵守及び不十分な点のモニタリングの強化

23. 我々は、金融及び経済的なショックへの銀行の耐性を向上させることにコミットしている。今日までに達成された進ちよきに基づき、我々はリスクに基づくバーゼルⅡの枠組みの実施、市場での活動及び証券化に係るバーゼルⅡ-5の追加的要件の2011年末までの実施、そして、2013年から開始し2019年1月1日までに完全実施することとなっているバーゼルⅢの自己資本及び流動性の基準の観察期間と見直し条項を尊重しながらの実施、を完全かつ整合的に行うというコミットメントを遵守することを各国・地域に求める。

24. 店頭デリバティブ市場の改革は、より強じんな金融システムを構築するために非常に重要である。2012年末までに、標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告され、中央清算されない契約は、より高い自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、規制の隙間及び重複を回避するための更なる協力を合意する。これらの課題のうちいくつかに対処するため、既存の店頭デリバティブ作業グループを補完する協調グループがFSBにより創設されつつある。我々は、改革の実施に関するFSBの進ちよく状況報告書を承認し、支払決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）に対して、FSBと協働し、取引情報蓄積機関により提供され得る、また取引情報蓄積機関へ提出し得るデータの特定に関する作業を進展させること、取引情報蓄積機関により保有されるデータへの規制当局及び監督当局のアクセスに関する原則又は指針を定めることを求める。我々は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）及びIOSCOに対して、他の関係機関とともに、2012年6月までに、中央清算されない店頭デリバティブに対する証拠金に係る基準を市中協議用に策定するよう求めるとともに、FSBに対して、店頭デリバティブに関する我々のコミットメントの達成に向けた進ちよく状況の報告を継続するよう求める。

25. 我々は、既に合意されている報酬に関するFSB原則・基準を実施することによって、過度なリスク・テイクをもたらす報酬慣行を抑止しようとする我々のコミットメントを再確認する。これまでの進捗状況は良好であるものの、幾つかの国においては、完全実施に当たって障害が残っている。したがって、我々は、FSBに対して、これらの基準を完全に実施する上で依然として残るギャップや障害に焦点を当てた継続的なモニタリングと対外公表を実施すること、個別の金融機関が有する公平な競争条件上の懸念に対処するための二者間の継続的な苦情処理プロセスを実施することを要請する。我々はFSBに対して、この継続的なモニタリングの結果に基づき、重大なリスク・テイカーの定義についての何らかの追加的なガイダンス、ピア・レビュー・プロセスの対象範囲・時期について考慮することを要請する。
26. 我々は、当局及び金融機関の外部信用格付への依存を低下させるとのコミットメントを再確認し、基準設定主体、市場参加者、監督当局及び中央銀行に対して、合意されたFSB原則を実施し、外部信用格付へ機械的に依存する慣行に終止符を打つことを要請する。我々はFSBに対し、基準設定主体及び各国・地域によるFSB原則に照らしたこの分野での進捗について、2月に行われる財務大臣・中央銀行総裁会議に報告することを要請する。
27. 我々は、金融規制改革のモニタリングを強化し、その進捗状況を報告し、不十分な点を捕捉することに合意する。そのために、我々は、特にバーゼル自己資本と流動性の枠組み、店頭デリバティブ改革、報酬慣行、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)政策、破綻処理の枠組み、シャドーバンキングといった重要分野を中心とした実施状況のモニタリングのためのFSBの協調枠組みを承認する。この作業は可能な限り、基準設定主体が実施するモニタリング活動に立脚していく。我々は、毎年FSBが作成する信号表スコアボードという方法を含め、モニタリング結果を公表することの必要性を強調する。我々は、この信号表スコアボードが本日初めて公表されることを歓迎するとともに、不十分な点が判明した分野については、進捗のため必要とされるあらゆる行動を探ることにコミットする。

大きすぎて潰せない問題への対処

28. 我々は、いかなる金融機関も「大きすぎて潰せない」ことがないこと、納税者は破綻処理のコストを負担するべきではないこと、を確実にすることを決意している。この目的のため、我々は、破綻処理枠組みに関する新しい国際的な基準、より密度の高い実効的な監督、国境を越えた協力、再建・破綻処理計画の策定、G-SIFIsと特定された銀行に対する2016年からの追加的な損失吸収力の要件から構成されるFSBの包括的な政策枠組みを承認する。FSBは毎年11月に更新されることになる最初のG-SIFIsのり

ストを本日公表する。我々は、合意されたタイムラインの中でFSBの基準及び提言を実施するとともに、必要な法令改正を実施し、当局間の協力を進め、監督上の権能と権限を強化することにコミットする。

29. 我々は、FSBに対し、BCBSと協議した上で、G-SIFIの枠組みを国内のシステム上重要な銀行に速やかに広げていくための方式の画定についての進捗よく状況報告書を4月のG20財務大臣会合までに提出するよう求める。また、我々は、国際的に活動する保険グループに対する監督の共通フレームワークについての作業を継続するよう保険監督者国際機構（IAIS）に求め、システム上重要な市場インフラについての作業を継続するようCPSSとIOSCOに求め、FSBに対してIOSCOと相談した上で、システム上重要なノンバンクの金融主体を特定する手法を2012年末までに用意するよう求める。

金融セクターの規制と監督におけるギャップへの対処

30. 銀行類似の活動：シャドーバンキング・システムは規制裁定の機会を生み出すとともに、規制されている銀行セクターの範囲外においてシステミックリスクの蓄積を引き起こし得る。このため、我々はシャドーバンキング・システムに対する規制・監視を強化することに合意し、FSBの最初の11の提言と2012年のうちにこれら提言を更に進展させるための作業計画を承認した。これらは、銀行を通じた間接的なシャドーバンキング規制と、マネー・マーケット・ファンド（MMF）、証券化、証券貸借・レボ取引、及びその他のシャドーバンキング主体を含むシャドーバンキングの活動に対する直接的な規制の間のバランスを取ったアプローチに立脚している。我々は財務大臣と中央銀行総裁に対し、4月の会合でこの分野における進捗よく状況をレビューすることを求める。
31. 市場：我々は、市場が、我々の経済における投資及び貯蓄の効率的な配分に寄与すること並びに金融の安定にリスクをもたらさないことを確保しなければならない。この目的のため、我々は、高頻度取引及びダーク・リクィディティによってもたらされるリスクに対処する手法を含む、市場の健全性及び効率性に関するIOSCOの最初の提言の実施にコミットするとともに、2012年半ばまでに更なる作業を行うことを求める。我々はまた、IOSCOに対し、次回のサミットまでに、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場の機能と当該市場が原資産の価格形成において果たす役割の評価を行うよう求める。我々は、金融取引の当事者を単一的に識別するグローバルな取引主体識別子（LEI）の創設を支持する。我々は、公共の利益を代表するグローバルなLEIに関する適切なガバナンスの枠組みに係る提言を次回のサミットまでに策定するための規制当局間の作業の調整を、主導的に支援するようFSBに求める。

32. 商品市場：我々は、商品に関する G20 研究グループの報告書を歓迎し、商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する IOSCO の報告書及び共通原則を承認する。我々は、店頭を含む、商品の現物市場・金融市場の双方において、市場の透明性の向上を確保するとともに、これらの市場における参加者に対する適切な規制及び監督を実現する必要がある。市場の規制主体及び当局には、無秩序な市場に対処し、市場における濫用行為を抑制するための効果的な介入権限が与えられるべきである。特に、市場規制当局は、他の介入権限とともに、適当な場合には特に限月における事前の持ち高制限の設定権限を含む、持ち高管理に関する公式の権限を有し、行使すべきである。我々は IOSCO に対して、2012 年末までにその提言の実施に関する報告を行うよう求めた。
33. 消費者保護：我々は、金融消費者保護政策を規制・監督の枠組みに統合することが金融安定の強化に資することに合意し、金融消費者保護に関する FSB の報告書と経済協力開発機構 (OECD) が FSB とともに作成した金融消費者保護のハイレベル原則を承認する。我々は、我々の国・地域におけるこれらの原則の完全な適用を目指し、FSB と OECD に対し、他の関連主体とともに、それらの原則の実施に係る進ちょくを将来のサミットへ報告し、適切な場合には更なるガイドラインを策定するよう求める。
34. その他の規制上の課題：我々は、金融セクターにおけるリスクの蓄積を制限するためのマクロ健全性政策の枠組みやツールを、FSB・IMF・国際決済銀行 (BIS) のこの課題に関する進行中の作業を基に、策定しつつある。我々は、新興市場及び発展途上経済にとって特に関心の高い課題についての FSB・IMF・世界銀行の共同報告書を承認し、国際機関に対し、新しい国際的な金融の基準や政策を設計するに際して、適切な場合には、新興市場及び発展途上経済に特有の考慮点、懸念点に配慮するよう求める。我々は、単一で質の高い国際的な会計基準を実現し、特に金融商品の評価に関する基準の向上に関し、2009 年 4 月のロンドンサミットで設定した目標を達成するという、我々の目標を再確認する。我々は、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) に会計基準の収斂プロジェクトを完了するよう求め、2012 年 4 月の財務大臣・中央銀行総裁会合における進ちょく状況報告書を期待している。我々は IASB ガバナンスの枠組みを改革するための提案の完了を期待している。

租税回避地域及び非協力的な国・地域への対処

35. 我々は、租税回避地域や非協力的な国・地域によりもたらされるリスクから、我々の財政及び世界金融システムを守ることコミットしている。もたらされる損害は特に後発開発途上国にとって特に重要である。本日、我々は以下の 3 つの分野における進ちょくをレビューした。

- 租税分野では、グローバル・フォーラムは今や105のメンバーを抱えている。700以上の情報交換協定が署名されており、グローバル・フォーラムは法的枠組み（フェーズ1）及び基準の実施（フェーズ2）の広範なピア・レビュー・プロセスを主導している。我々は、グローバル・フォーラムに対し、来年末までにフェーズ1のレビューの第1ラウンドを完了させ、フェーズ2のレビューを大きく進ちょくさせることを求める。我々は、次回の首脳会合において進ちょくをレビューする。グローバル・フォーラムによってレビューされた59ヶ国の多くは、完全でないしは概ね遵守しているか、或いは379の関連する提言の実施を通じて進ちょくを遂げている。我々は、すべての国・地域、特に現時点では枠組みが整っておらずフェーズ2への資格を有していない11ヶ国・地域に対し、レビューを通じて特定された不十分な点に取り組むことを求める。我々は、特に包括的な租税情報交換の重要性を強調し、能力のある当局が、その改善のための手段を評価し、より良く定義するためのグローバル・フォーラムにおける作業を継続するよう奨励する。我々は、多国間税務執行共助条約に調印するという我々すべてによるコミットメントを歓迎し、他の国・地域がこの条約に参加することを強く奨励する。我々は、この文脈において、適切かつ当該条約に規定されている場合には、任意に自動的に情報交換を行うことを検討する。
 - 健全性分野では、FSBが、国際的に合意された情報交換と協力に係る基準の遵守状況を評価するプロセスを主導し、声明を発表した。我々は、経済上及び金融上の幾つかの指標から見た重要性に基づき選定された61の国・地域のうち、既に41ヶ国・地域がこれらの基準を十分に強く遵守していることが示され、18ヶ国がそれに加わることにコミットしていることに満足の意を表す。我々は、非協力的と特定された国・地域に対し、FSBに要請された行動を取るよう促す。
 - マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF）が今般、戦略的な不備を有する国・地域の更新されたリストを公表した。我々は、すべての国・地域、特に遵守をしていない、或いは十分な進ちょくを遂げていない12の国・地域に対し、FATFと連携してマネーロンダリング・テロ資金供与対策システムを強化するよう促す。
36. 我々は、すべての国・地域に対し、租税分野、健全性分野、マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野の国際基準を遵守するよう促す。我々は、必要な場合には、これらの基準を満たさずにいる国・地域に対応するため、既存の対抗手段を用いる準備がある。FATF、グローバル・フォーラム及び他の国際機関は、これらの基準の実施において、透明性を高め、租税当局と法執行当局の間の協力を容易にするため、緊密に連

国際金融規制改革の動向

携すべきである。我々はまた、FATF と OECD に対し、法人格を有する事業体の濫用を抑止するための更なる作業を行うよう求める。

FSB のキャパシティ、資源、ガバナンスの強化

37. FSB は、金融セクターの規制の構築と実施を促進するうえで、重要な役割を果たしてきた。

38. その役割の増大に合わせるため、我々は、FSB 議長提案を土台として、FSB のキャパシティ、資源、ガバナンスを強化することに合意した。議長提案は、以下の内容を含んでいる。

- FSB の継続的な組織基盤の確立：我々は FSB に強い政治上の責務を与えてきており、BIS との間の既存の上手く機能している強い繋がりを維持しつつも、その責務に対応する法人格、財政上の自律性の向上を伴う組織基盤を FSB に与えるべきである。
 - 運営委員会の再構成：多くの場合に大きな法令上の変更が求められるような政策の策定及び実施の段階に移行していくのに応じて、我々は、近く行われる FSB 運営委員会の見直しにおいて、FSB 憲章と整合的なバランスのとれた形で、G20 議長国やより大きな金融システムを有する国の政府の行政部門、更には現在代表されていない地域や金融センターが含まれるべきであることに合意する。
 - 機能の重複を回避し、各基準設定主体の独立性を認識しつつ、政策策定及び実施のモニタリングにおける他の基準設定主体との関係における FSB の調整の役割を強化すること。
39. 我々は、最初のステップが本年末までに実施されることを求め、次回の首脳会合において改革の実施状況をレビューする。

システム上重要な金融機関に対処するための政策手段（仮訳）

2011年11月4日

1. 近年のサミットにおいて、G20 首脳は FSB に対し、システム上重要な金融機関（SIFIs）に関するシステムリスクとモラルハザードリスクに対処するための政策枠組みを策定するよう要請した。
 2. 昨年ソウルにおいて、G20 首脳は、この枠組み、並びにその実施のためのスケジュールとプロセスを承認した。この枠組みの各部分を構成する重要な政策措置の策定が今般完了した。これら措置の実施は 2012 年に開始される。完全実施は 2019 年を目標としている。
 3. SIFIs とは、その規模、複雑性、システム的な相互関連性のために、経営危機や無秩序な破綻がより広く金融システムと経済活動に著しい混乱をもたらすと考えられる金融機関である。当局はこの帰結を避けるため、これまで、そうした金融機関に対し公的に支払能力の支援を行うことにより破綻を未然防止するしかない、ということがあまりにも多過ぎた。これは、今回の危機で強調されたように、民間部門のインセンティブと財政に有害な結果をもたらすものである。
 4. 「大きすぎて潰せない」問題に対処するためには、多面的かつ統合的な政策が求められる。このため、我々は以下で構成される政策措置に合意した。
 - i) 破綻金融機関を当局が秩序ある形で、納税者を損失のリスクに晒すことなく処理することを可能にするために全ての国内破綻処理制度が有すべき責任・手段及び権限を定める、我々の国内破綻処理制度の改革における参照となる新しい国際基準（「FSB 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）。
 - ii) グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、破綻処理の実行可能性の評価、再建・破綻処理計画の策定、及び G-SIFIs 母国当局とホスト当局の危機への備えを高め、危機における協力方法を明確にするための金融機関ごとのクロスボーダー協力取極めの策定を行う、との要件
 - iii) グローバルにシステム上重要と決定された銀行について、その倒産の影響度合いに応じてリスク資産対比で 1%から 2.5%（及びシステム上の重要性の程度を更に増す意欲を抑制するための 3.5%の空バケット）の普通株で満たすべき追加的な損失吸収力を保有する、との要件
 - iv) 監督当局の責務、資源及び権限の強化と、リスクマネジメント機能、データ集積能力、リスクガバナンス及び内部統制についての監督上のより高い期待などを通じた、全てのシステム上重要な金融機関のより密度が高く実効的な監督
- 2012 年初頭には、破綻が生じた場合の伝播リスクを抑制するため、核となる金融市場インフラについての強化された国際基準が最終化される。

5. 破綻処理計画と追加的な損失吸収力の要件が適用される G-SIFIs は、銀行の場合、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって策定された手法に基づき、FSB と BCBS によって決定される。
6. FSB と BCBS は、BCBS の手法を用いて、本文書の別添にアルファベット順にリスト化されているとおり、グローバルにシステム上重要な銀行として当初 29 の銀行のグループを特定した。これらの G-SIFIs は、2012 年末までに破綻処理計画策定の要件を満たす必要がある。各国当局は、これら破綻処理計画策定の要件を自国内の他の金融機関に対して拡大するよう決定しても良い。
7. G-SIFIs のグループは、毎年更新され、毎年 11 月に FSB によって公表される。FSB が用いる手法とデータは、市場及び金融機関が当局の決定を複製できるよう、公開される。
8. 追加的な損失吸収力の要件が最初に適用されるのは、BCBS の手法を用いて 2014 年 11 月にグローバルにシステム上重要と特定される銀行である。同要件は、2016 年 1 月から段階的に適用が開始され、2019 年 1 月までに完全実施される。これらの銀行は、2016 年 1 月までにデータ集積能力に関する当局のより高い期待も満たさなければならない。
9. FSB 及び BCBS は、G-SIFIs のより高い損失吸収力の要件がマクロ経済に与える影響を評価した。これらの金融機関の耐性がより高まることによる継続的な世界経済への便益は、実施期間を通じた GDP の僅かな一時的下落を遥かに上回る。
10. 統合的な実施が、これらの政策措置の実効性にとり極めて重要である。「FSB 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を実施し、監督当局の権限と能力を強化するためには、多くの国において法制度の変更が必要となる。その他の要件についても、当局間の高い程度の活発な協力と、金融機関によるその組織及び業務の見直し・変更が必要となる。
11. FSB のピア・レビュー・カOUNシルは、適当な場合には他の機関と連携しつつ、G-SIFIs に係る措置の完全かつ統合的な実施と各国破綻処理制度の変更をレビューする。FSB は、IMF、世銀及び基準設定主体の関与の下、「主要な特性」の基準の実施を評価する手法を策定する。
12. FSB と BCBS は、本枠組みを全ての SIFIs に速やかに広げていくための方式を定めるために本年作業を開始する。保険監督者国際機構（IAIS）は、グローバルにシステム上重要な保険会社を特定するための評価手法を 2012 年 6 月の G20 サミットまでに完成させることが期待される。IAIS は、グループ全体

での監督と規制・監督アプローチの世界的な収斂を涵養するために、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（コモン・フレームワーク）を2013年までに策定する作業も進めていく。

13. この文書に要約された政策措置は、より詳細には以下の報告書に記載されている。

- i) 金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（FSB、2011年10月）
- ii) グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件（BCBS、2011年10月）
- iii) SIFI への監督の密度と実効性（FSB、2011年10月）

（以上）

(別添)

グローバルなシステム上重要な金融機関

(破綻処理関係の要件を 2012 年末までに満たす必要があるもの¹⁾)

Bank of America
Bank of China
Bank of New York Mellon
Banque Populaire CdE
Barclays
BNP Paribas
Citigroup
Commerzbank
Credit Suisse
Deutsche Bank
Dexia
Goldman Sachs
Group Crédit Agricole
HSBC
ING Bank
JP Morgan Chase
Lloyds Banking Group
Mitsubishi UFJ FG
Mizuho FG
Morgan Stanley
Nordea
Royal Bank of Scotland
Santander
Société Générale
State Street
Sumitomo Mitsui FG
UBS
Unicredit Group
Wells Fargo

¹ この当初のリストは、2009 年末のデータを使用し、BCBS の文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」において定められた手法に基づいている。G-SIFIs のリストは毎年更新され、各年の 11 月に公表される。したがって、リストは固定的ではない。毎年参入や退出の可能性があり、G-SIFIs の数も変動し得る。BCBS の手法は、銀行システムの変化やシステム上の重要性の測定における進歩を捕捉するため、3 年ごとに見直される。現在のリストは、グローバルなシステム上重要な銀行グループを含むものである。将来のリストは、銀行グループ以外の G-SIFIs も含み得る。2012 年 11 月より、グローバルなシステム上重要な銀行グループの公表リスト上には、追加的な損失吸収力の要件が仮に発効していたとすれば各グループが達成を求められるであろう追加的な損失吸収力の水準に応じたパッケージの割り当てが示されることとなる。追加的な損失吸収力の要件は、まず、2014 年 11 月にグローバルにシステム上重要であると特定される銀行に対して、その時点で割り当てられるパッケージを用いて、2016 年から適用が開始される。